

座間市次世代育成支援 (子育て支援) 行動計画



平成17年3月
座間市

はじめに

わが国の社会は、生活環境の改善や医療技術の向上による平均寿命の伸長、高等学校や大学等への進学率の上昇など、以前に比較すると、わたしたちを取り巻く環境は、大きく改善され、進歩をとげています。しかし、社会情勢の急激な変化の中にあって、子育て不安の高まりや児童虐待の増加、子どもを狙った犯罪の頻発、ひきこもりや若者の就労環境の悪化など、子どもや子育て家庭、そして、これから子どもを持つとする世代を取り巻く環境は、必ずしも良好とはいえません。これまでも、市としても、児童福祉や母子保健、さらに学校教育や生涯学習等の教育行政、また「ひとり親家庭への各種支援」、児童虐待の防止等々、様々な取り組みを行ってきましたが、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、「子育て支援」、「次世代育成支援」が、それまでにも増して一層推進されることになりました。

そして、この次世代育成支援対策推進法においては、取り組みを集中的に展開するという趣旨から、10年間の時限法とするとともに、17年3月までに「行動計画」を策定することが義務づけられましたが、このたび、みなさまのご協力をいただき「座間市次世代育成支援（子育て支援）行動計画」の策定を行い、この「行動計画」の実施、推進を通じて、より計画的に、また総合的に、「子育て支援」、「次世代育成支援」を推進する体制を整えることができました。

「次世代育成支援」は、市民のみなさまは基より、地域で活躍されているみなさまのご助力なくして、この事業を推進することはできないと考えております。内容により、市が中心となって展開する事業ももちろんございますが、みなさまにおかれましても、それぞれの立場でご活躍いただき、そして、次世代育成への機運を盛り上げていただきたく、重ねてお願い申し上げます。

おわりに、今回の行動計画策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました関係機関・団体・市民のみなさま、そして、次世代育成（子育て支援）に関するニーズ調査にご協力いただいた方々に深く感謝申し上げます。

平成17年3月

座間市長 星野勝司

目 次

第1部 総論	第1章 計画の策定にあたって	1
	(1) 計画の趣旨	
	(2) 計画の期間	
	(3) 計画の位置づけ	
	第2章 現状と課題	3
	(1) 子どもと家族の状況	
	(2) 就労と子育て	
	(3) 児童福祉と教育の状況	
	(4) 子どもと子育てに関する課題	
	第3章 計画の基本的な考え方	15
	(1) 基本的な視点	
	(2) 基本理念と基本目標	
	(3) 進行管理と推進体制	
第2部 各論	第1章 地域における子育ての支援	18
	(1) 地域における子育て支援サービスの充実	
	(2) 保育サービスの充実	
	(3) 子育て支援のネットワークの発展と育成	
	(4) 子どもの健全育成	
	第2章 子どもが健やかに生まれ育つための支援	30
	(1) 子どもや母親の健康の確保	
	(2) 心と体を育む“食育”の推進	
	(3) 思春期保健対策の充実	
	(4) 小児医療の充実	
	第3章 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	43
	(1) 次代の親の育成	
	(2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備	
	(3) 家庭や地域の教育力の向上	
	(4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	
	第4章 子育てを支援する生活環境の整備	49
	(1) 良好な居住環境の確保	
	(2) 安心して外出できる環境、安心・安全な生活環境の整備	
	第5章 職業生活と家庭生活との両立の推進	52
	(1) 仕事と子育ての両立の推進	
	(2) 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し	
	第6章 子ども等の安全の確保	58
	(1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進	
	(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	
	(3) 被害に遭った子どもの保護の推進	
	第7章 要支援家庭への対応などきめ細かな取組の推進	61
	(1) 児童虐待防止対策の充実	
	(2) 母子家庭等の自立支援の推進	
	(3) 障害児施策の充実	
第3部 資料		73

第1部 総論

第1章 計画の策定にあたって

(1) 計画の趣旨

「座間市次世代育成支援（子育て支援）行動計画」は、平成15（2003）年7月に成立した「次世代育成支援対策推進法」に基づき策定するもので、次代を担う子どもが健やかに生まれ育つ環境を整備するため、集中的・計画的に推進する取り組みを明らかにするものです。

(2) 計画の期間

この計画は、次世代育成支援対策推進法により、5年を1期とすることとされているため、平成17（2005）年度から平成21（2009）年度までの5年間を前期計画とします。

なお、後期計画は、平成21（2009）年度までに必要な見直しを行い、平成22（2010）年度から平成26（2014）年度までを計画期間とします。

平成17年度 (2005年度)	平成18年度 (2006年度)	平成19年度 (2007年度)	平成20年度 (2008年度)	平成21年度 (2009年度)	平成22年度 (2010年度)	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)
本計画期間（前期計画）					次期計画期間（後期計画）				
			見直し 後期計画の策定						

(3) 計画の位置づけ

この計画は、次世代育成支援対策推進法に基づき、本市における子どもと子育て家庭を支援するため、行政、地域、企業など地域社会全体で協力・協働し、取り組むものとして策定します。

また、現行の「ざま母子保健計画」（平成14年度～平成18年度）を基礎とするとともに、「第三次座間市総合計画後期基本計画」（平成13年度～平成22年度）、「座間市福祉プラン」（平成1

3年度～平成22年度)、「座間市障害福祉計画」(平成15年度～平成22年)、「ざま男女共同参画プラン」(平成13年度～平成22年度)、「座間市生涯学習プラン」(平成13年度～平成22年度)をふまえ、「座間市地域福祉計画」(平成16年度～平成20年度)及び他の関連計画との調和を保つものとします。

西 暦	2000					2005					2010					2015		
和暦(平成)	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
第三次座間市総合計画 (H3～H22)																		
後期基本計画 (H13～22年度)																		
実施計画 (3年計画を毎年ローリング)																		
座間市福祉プラン																		
H13～22年度																		
ざま母子保健計画																		
H14～18年度																		
座間市障害福祉計画																		
H15～22年度																		
座間市地域福祉計画																		
H16～20年度																		
座間市次世代育成支援(子育て支援)行動計画																		
(前期計画)																		
(後期計画)																		
H17～21年度																		
H22～26年度																		
ざま男女共同参画プラン																		
H13～22年度																		
座間市生涯学習プラン																		
H10～22年度																		

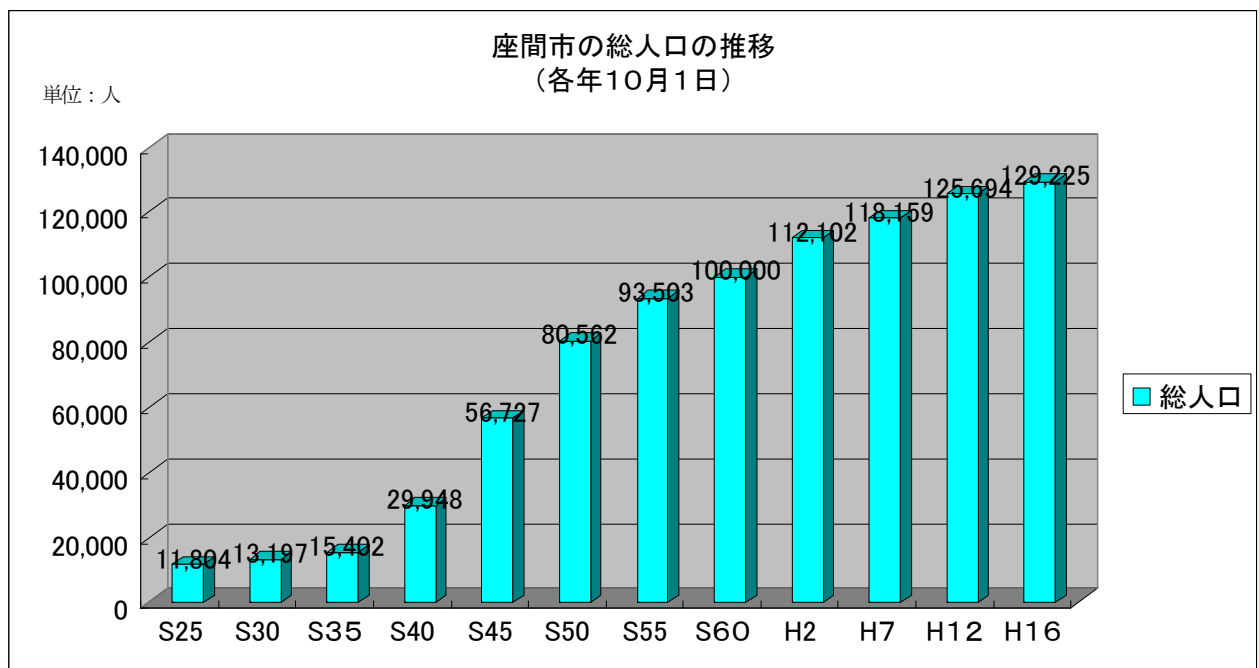
第2章 現状と課題

(1) 子どもと家族の状況

① 人口の推移

座間市は、昭和46（1971）年11月1日、神奈川県内で17番目の市として誕生し、その当時の人口は62,741人でした。

その後、本市は、首都圏の近郊都市として人口増加を続け、平成16（2004）年10月1日現在では、129,225人となり、市制施行時の2倍を超えています。



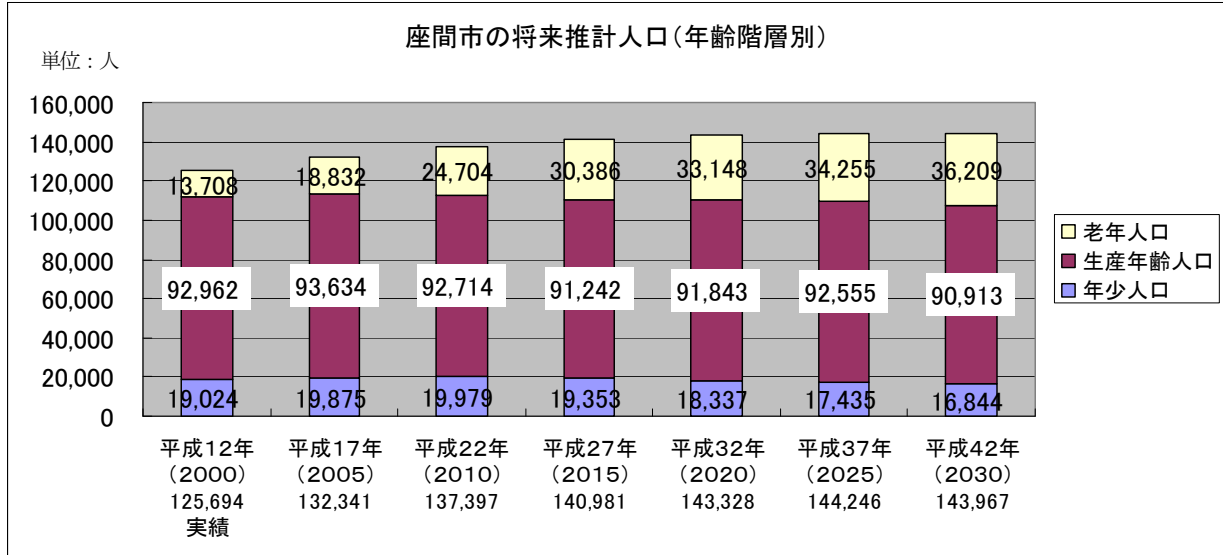
※ S45年以前は、市制施行前の旧座間町の人口。なお、H16年の人口は、H12年の国勢調査結果を基礎として住民基本台帳法、外国人登録法および戸籍法に定める届け出などの増減を加減して推計したものの。

国立社会保障・人口問題研究所の発表した将来推計人口（中位推計）によれば、少子化が今後一層進行し、わが国の総人口は、平成18（2006）年をピークに減少しはじめ、このままの状況が続けば、平成62（2050）年には1億59万人、平成112（2100）年には6,414万人と人口が半減することが推計されています。

なお、本市が平成12（2000）年度に策定した「第三次座間市総合計画後期基本計画」においては、平成22（2010）年の総人口を13万人、年齢階層別人口を年少人口（15歳未満）21,837人（構成比15.7%）、生産年齢人口（15歳～64歳）92,449人（同66.5%）、老年人口（65歳以上）24,714人（同17.8%）と想定しており、生産年齢人口と老年人口は、おおむね想定どおりに推移していますが、年少人口の増加は、想定を下回

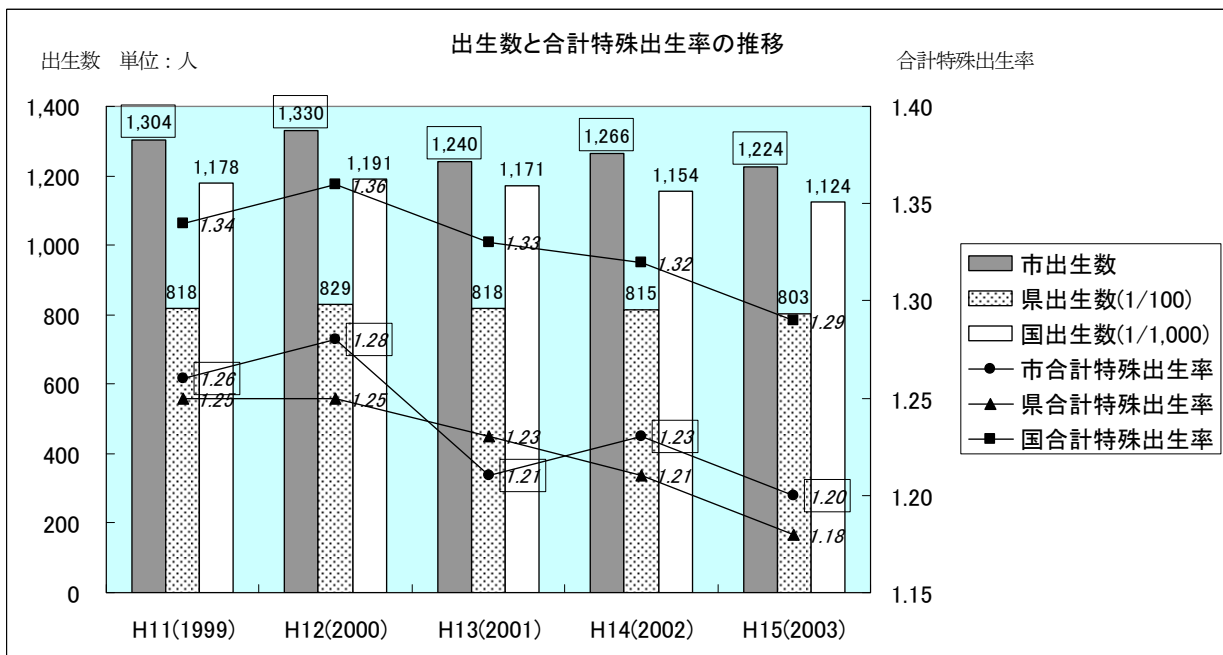
っています。

また、前記の国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計によれば、本市の場合、引き続き、平成37（2025）年ごろまで人口増加を続け、その後、減少に向かうと推計されており、年齢階層別推計によれば、老年人口が増え、年少人口と生産年齢人口が減少し、少子高齢化の進行が予想されています。



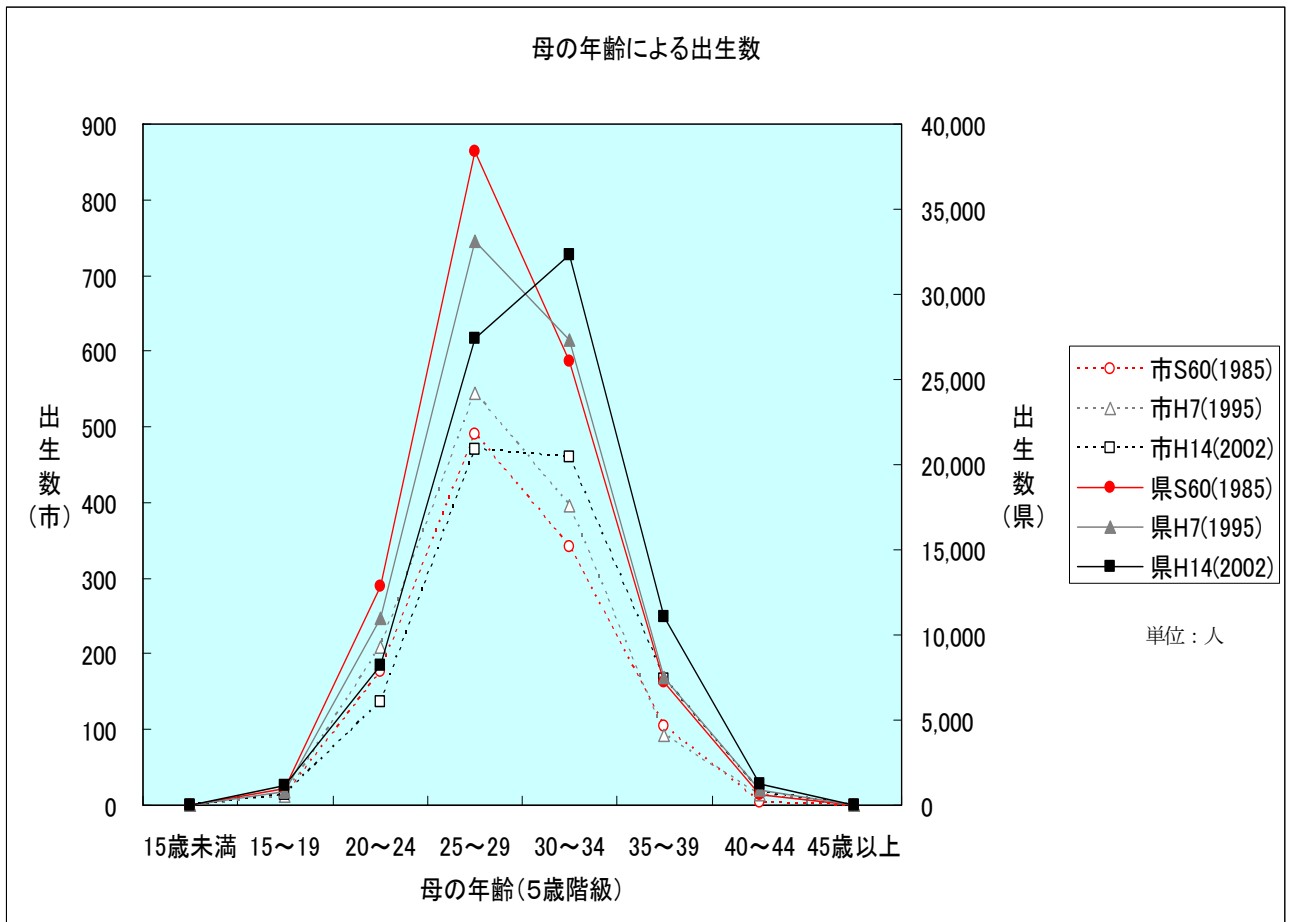
※ 数値は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口（平成15年12月推計）」。

② 出生の状況



※ 数値は、国については厚生労働省「人口動態統計」、県と市については神奈川県衛生部「衛生統計年報」による。なお、県ベースの合計特殊出生率については、厚生労働省の「人口動態統計」と神奈川県衛生部の「衛生統計年報」で数値が異なる。

出生の状況のうち、合計特殊出生率は、平成2年の「1.57ショック」（前年の平成元年の合計特殊出生率が、ひのえうまの年である昭和41年の1.58を下回ったことによる少子化の社会問題化）以来関心を集めていますが、本市の近年の合計特殊出生率は、1.28から1.20と、低い水準で推移しています。なお、平成12年が西暦2000年であったことから、いわゆるミレニアムベビーを意識した出生により、前年比で出生数の増・合計特殊出生率の上昇がありました。翌13年はその反動によると思われる数の減少と率の低下がみられました。平成14年は、出生数や合計特殊出生率ともに持ち直しましたが、15年は13年の1.21をも下回る1.20となっており、傾向として漸減しています。



※ 数値は、神奈川県衛生部「衛生統計年報」による。

また、母の年齢による出生数の推移をみると、出生時の年齢（出産年齢）は、年々、高くなる傾向にあります。昭和60（1985）年から平成14（2002）年までの、17年間の推移によると、神奈川県ベースでは、最も出生数の多い年齢階級が、「25～29歳」から「30～34歳」に移り、全体的に山が右側にシフトしています（また、「20～24歳」よりも「35～39歳」の出生数が多くなっています。）。

こうした傾向は、本市においても同じで、平成14（2002）年において、最も出生数の多い年齢階級は「25～29歳」ですが、「30～34歳」との出生数の差はわずかです（出生数：

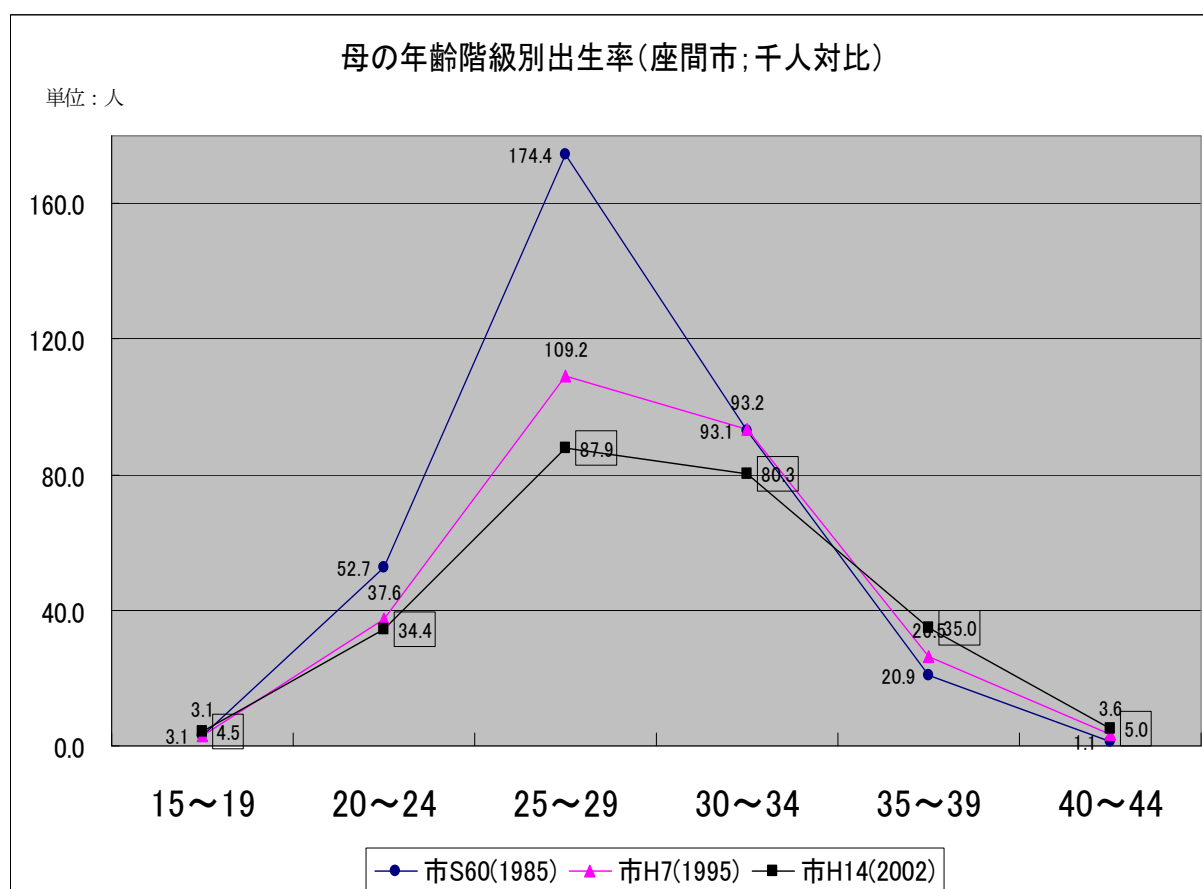
「25～29歳」471、「30～34歳」460)。また、「35～39歳」の出生数は、H12（2000）年以降、「20～24歳」を上回っています。

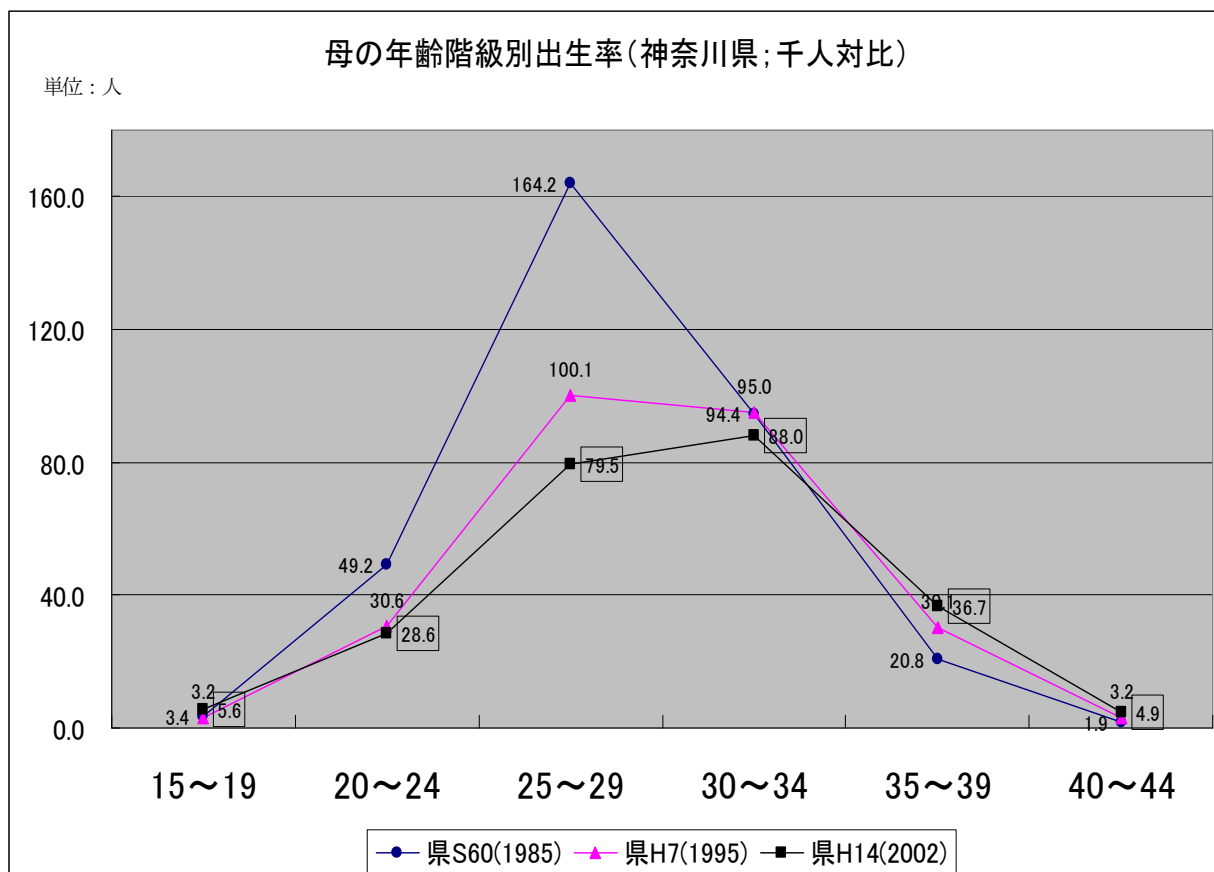
以上のような、出産年齢の上昇は、ライフスタイルの多様化等による婚姻年齢の上昇にもよりますが、あわせて、母子保健の充実・周産期医療の進歩により、高年齢での出産の困難さやリスクが軽減されてきていることにもよると思われま

しかし、これらの傾向を詳細に検討すると、全体としての出生率が低下していることが明瞭になります。

「母の年齢階級別出生率（千人対比）」でみると、平成14（2002）までの17年間に、座間市ベースで、「25～29歳」の層の出生率は半減し、「20～24歳」の層も65%程度に、そして前出の表で絶対数では増加していた「30～34歳」の層でさえも約15%減少しています。「35～39歳」の層の出生率が増加し、全体的に山が右側にシフトしているのは前出の表と同様の傾向ですが、山が低くなっています（＝出生率の全体的な低下）。なお、「40～44歳」の層の出生率の増加については、高年齢での出産の困難さやリスクの軽減によるものと考えられますが、「15～19歳」の層の増加については、その動向に留意する必要があると思われま

こうした状況は、神奈川県ベースでみた場合、より一層顕著です。





※ 出生数は、神奈川県衛生部「衛生統計年報」による。年齢階級別人口は、昭和60と平成7年は10月1日現在の国勢調査により、平成14年は「平成14年1月1日現在と平成15年1月1日現在の人口の和を2で除した」もの。

③ 子どもの数(年少人口)の推移

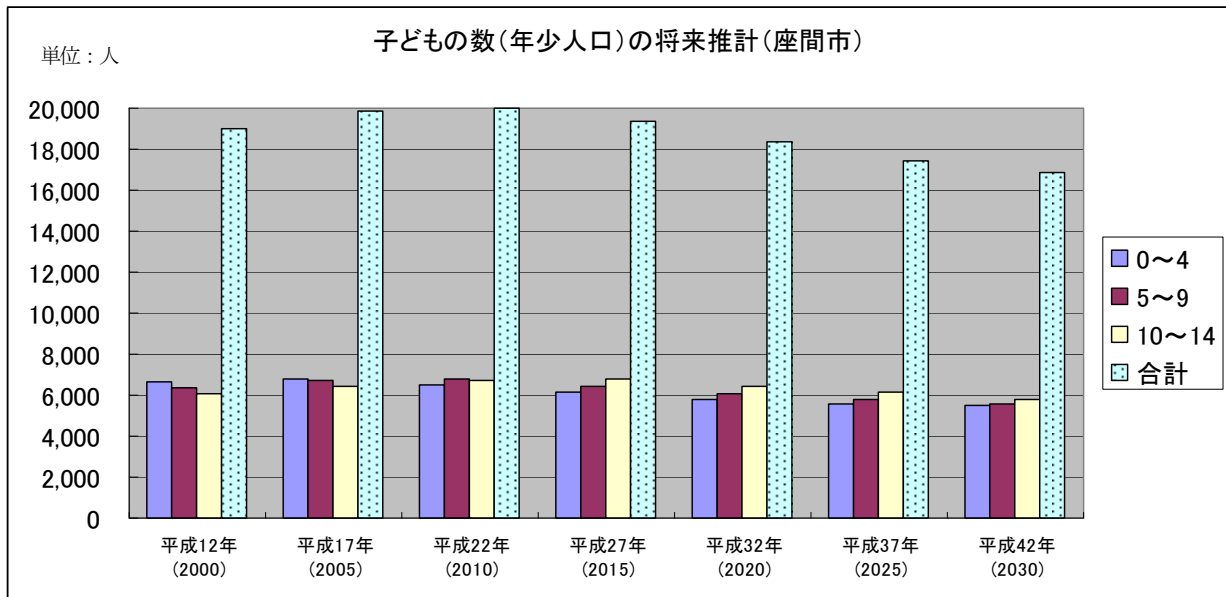
座間市の0歳から14歳の子どもの数(年少人口)は、全体としては、平成22(2010)年頃、約2万人となりピークを迎えることが予想されていますが、5歳階級ごとの推計によれば、0~4歳が平成17(2005)年頃、5~9歳が平成22(2010)年頃、10~14歳が平成27(2015)年頃が、それぞれピークとなり、その後は、漸減する見込みです。

このように、本市においては、今後も、子どもの数(年少人口)が、ピークを迎える平成20年代半ばまで、増えることが予想されます。

子どもの数(年少人口)の将来推計(座間市)

年齢	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	平成32年 (2020)	平成37年 (2025)	平成42年 (2030)
0~4	6,620	6,763	6,470	6,113	5,784	5,544	5,499
5~9	6,364	6,696	6,787	6,440	6,091	5,770	5,538
10~14	6,040	6,416	6,722	6,800	6,462	6,121	5,807
合計	19,024	19,875	19,979	19,353	18,337	17,435	16,844

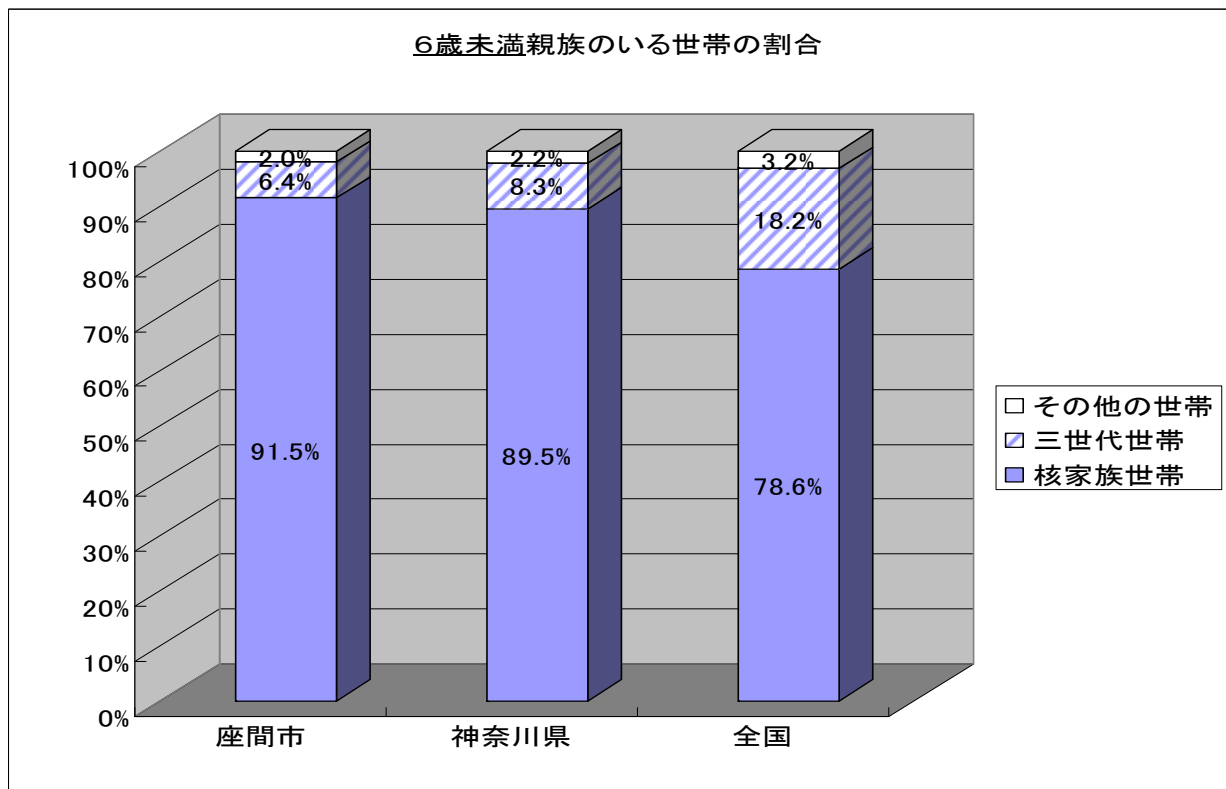
※ 網掛け部分は、当該区分でピークが予想されている時期。

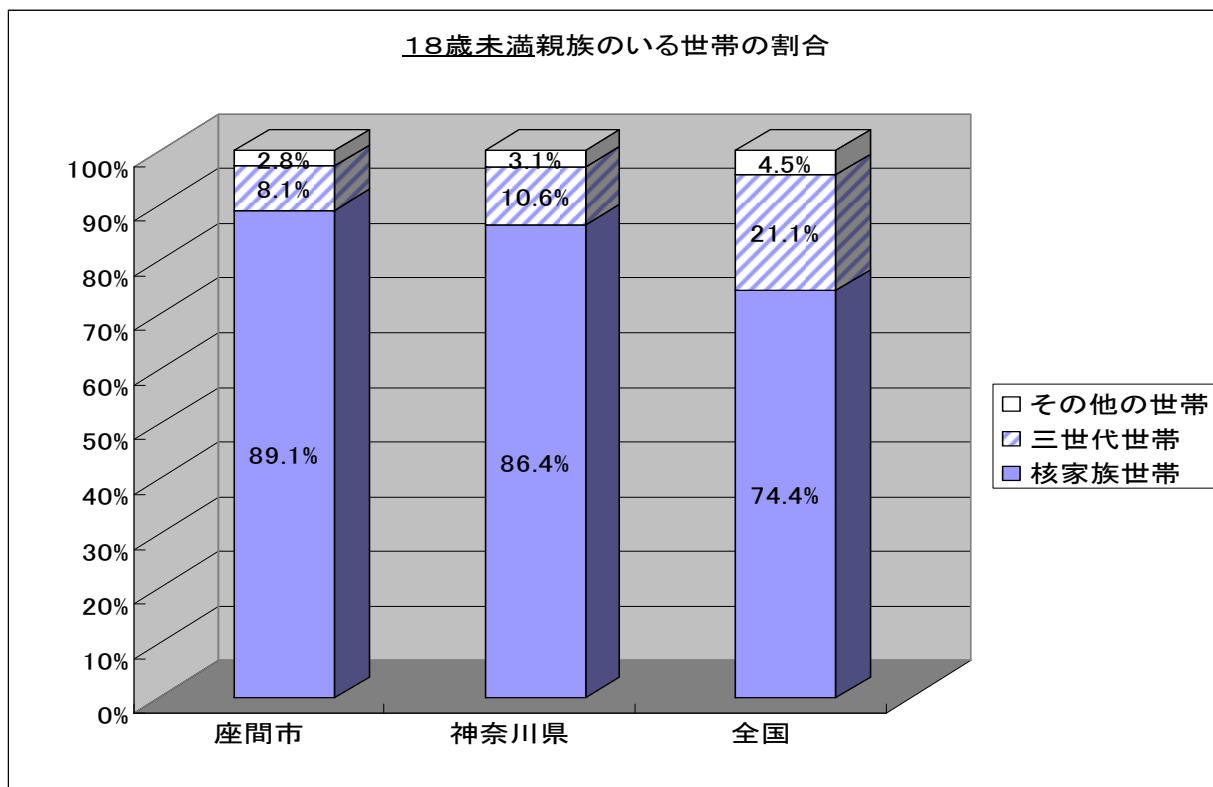


※ 数値は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口（平成15年12月推計）」。

④ 家族の形態

本市は、全国や神奈川県 averages に比べ、核家族の割合が高く、相対的に三世帯世帯の割合が低くなっています。このことは、一般的に、子育ての経験のある親族（祖父母）から経験や知識を教わったり、育児などのサポートを受けたりする機会が少ないということがいえます。





※ 数値は、総務省統計局「平成12年国勢調査報告」。

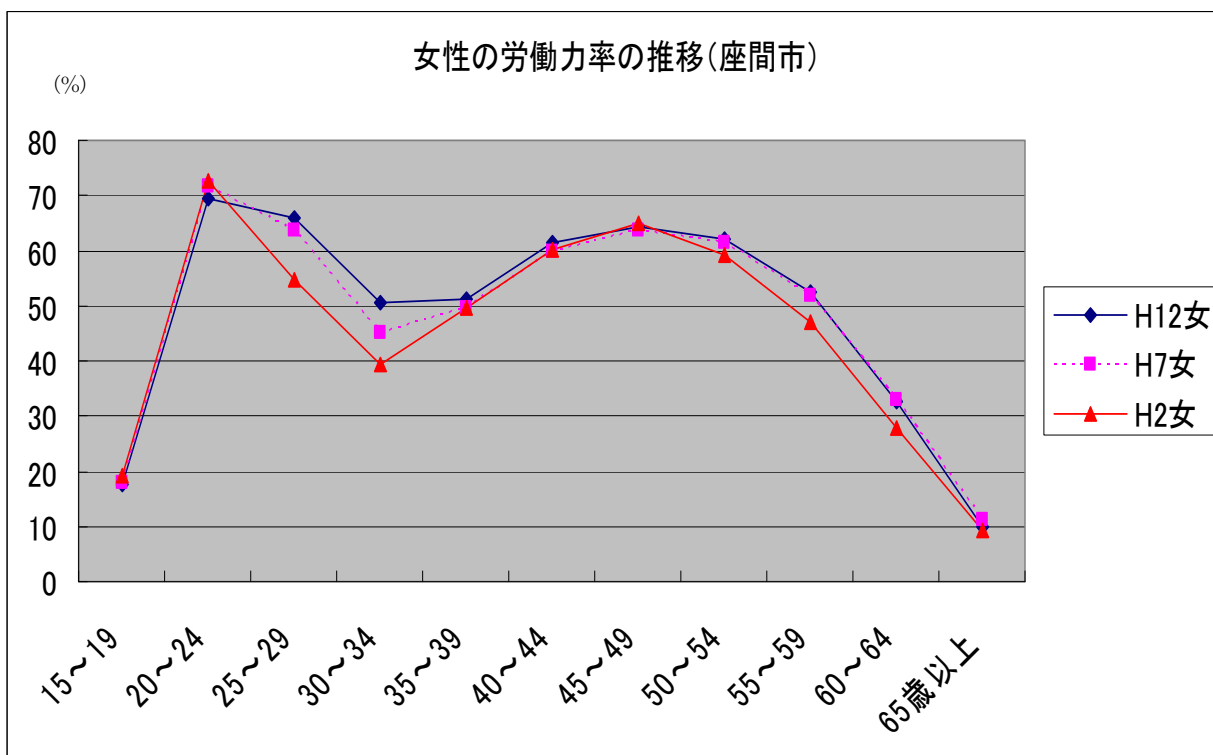
(2) 就労と子育て

① 就業状況

一般に、わが国の女性の労働力率は、20歳代後半から30歳代前半に低下し、その後40歳代後半まで上昇するというM字型となる傾向にあるといわれています。このことは、わが国の多くの女性が20歳代後半から30歳代にかけて結婚や出産により仕事を中断し、子どもの成長とともに再び仕事に就くことを反映しているためであるとされています。

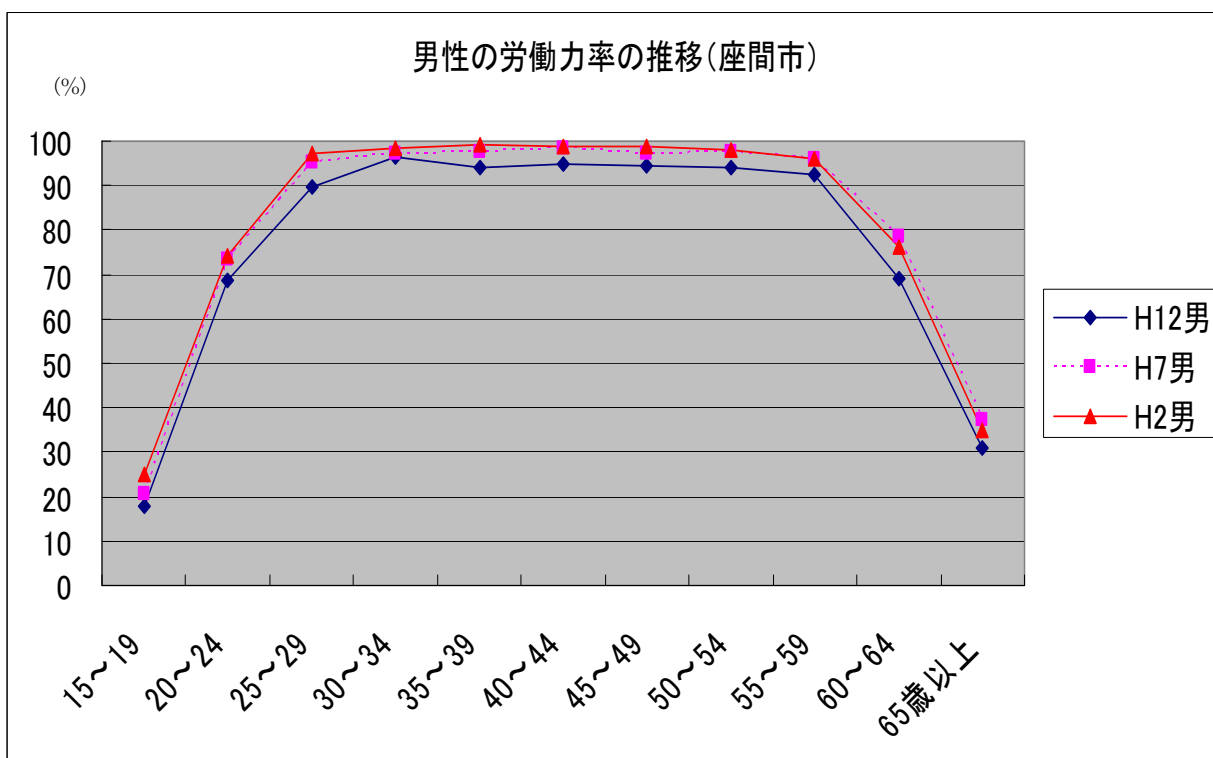
本市の女性の労働力率を経年で見ると、年を追うごとに上昇傾向にあります。特に、25歳から34歳にかけてこの傾向が顕著で、M字カーブは年を追うごとに谷の部分が上昇して緩やかになるとともに、底の位置が右側にシフトしつつあります。これは、女性の労働市場への進出が進んでいるとともに、晩婚化により、出産・育児期に職を離れる年齢が上昇していることにもよると考えられます。

また、このことは、子育てとの関連で、どの年齢層においても女性が仕事に就くことが一般的となったことは、祖母である世代（おおむね50歳代以上）も就業している割合が高まり、以前に比べ、子育ての経験のある親族（祖母等）から育児などのサポートを受けたり、経験や知識を教わったりする機会の減少につながっているという面もあります。



※ 数値は、各年の総務省（総務庁）統計局「国勢調査報告書」。

なお、男性については、すべての年齢階級において労働力率は低下しています。このことは、いわゆる「バブル経済崩壊」後の厳しい雇用環境を反映したものと思われます。



※ 数値は、各年の総務省（総務庁）統計局「国勢調査報告書」。

(3) 児童福祉と教育の状況

① 児童福祉の状況

平成16（2004）年4月現在、座間市には18（市立9、私立9）の認可保育園があり、また、認可外の保育施設のうち、児童福祉法で届出の義務があり、一般的に保育を受け入れている「届出保育施設」が5施設（すべて私立）あります。

なお、小学校1年生から3年生（障害のある場合は4年生）までの児童について、保護者の労働等の事情により、自宅での保育が困難な場合、放課後の一定時間、その児童の保育する「児童ホーム」が10か所（すべて市立）あります。

さらに、保護者のない児童など環境上養護を要する児童を入所させて養護する施設である「児童養護施設」が、1施設（私立）あります。

15歳未満の子どもの状況（平成16年）

年齢	合計 (人)	保育園		幼稚園		小学校		中学校	
		実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合
0歳	1,210	61	5.0%						
1歳	1,237	173	14.0%						
2歳	1,222	176	14.4%						
3歳	1,261	256	20.3%	254	20.1%				
4歳	1,311	291	22.2%	826	63.0%				
5歳	1,271	287	22.6%	811	63.8%				
6歳	1,316					1,290	98.0%		
7歳	1,257					1,227	97.6%		
8歳	1,289					1,261	97.8%		
9歳	1,261					1,236	98.0%		
10歳	1,272					1,250	98.3%		
11歳	1,240					1,207	97.3%		
12歳	1,234							1,108	89.8%
13歳	1,165							1,088	93.4%
14歳	1,236							1,120	90.6%

年齢別の合計数は、H16年4月1日現在。

施設・学校等の実数は、保育園については同年4月1日現在座間市内の認可保育園と認定保育施設（補助対象分）に通う児童（児童課調べ）、幼稚園・小学校・中学校については同年5月1日現在座間市内の認可幼稚園・小中学校に通う児童・生徒（神奈川県学校基本調査結果速報による）。

よって、施設・学校の実数には、市外に通うものは除かれ、市外から通うものが含まれている。また、就学前児童のうち家庭や認定保育施設以外の認可外保育施設（事業所内保育施設を含む）で保育される児童、就学児童のうち養護学校に通う児童・生徒（必ずしも行政区域を単位として通学しないため）も含まれていない。

② 教育の状況

平成16（2004）年4月現在、座間市内には、学校教育法にもとづく認可を受けた幼稚園が、10園（すべて私立）あります。

また、市内には小学校が11校（すべて市立）、中学校が6校（すべて市立）あり、高等学校は3校（すべて県立）あります。

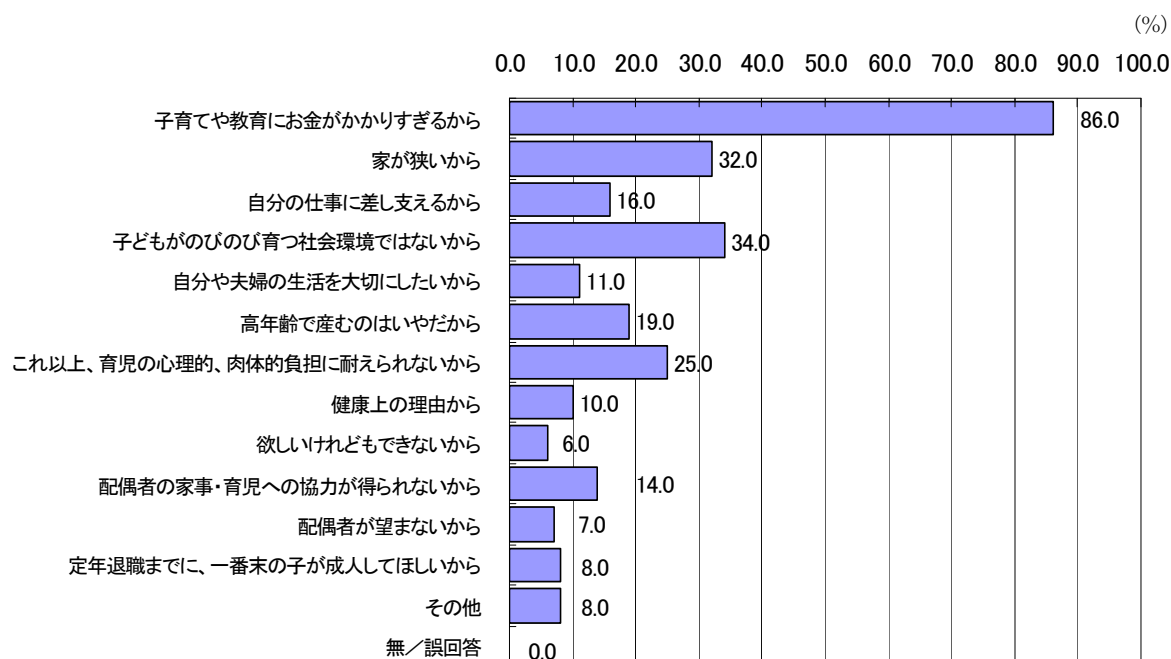
さらに、小学部・中学部・高等部をもつ養護学校が、市内に1校（県立）あります。

(4) 子どもと子育てに関する課題

本市が、次世代育成支援（子育て支援）行動計画の策定のために、平成16（2004）年1～3月に実施した基礎調査（「座間市次世代育成支援（子育て支援）に関するニーズ調査」）のうち、子どもと子育て全般については、次の項目のような課題が指摘されます。

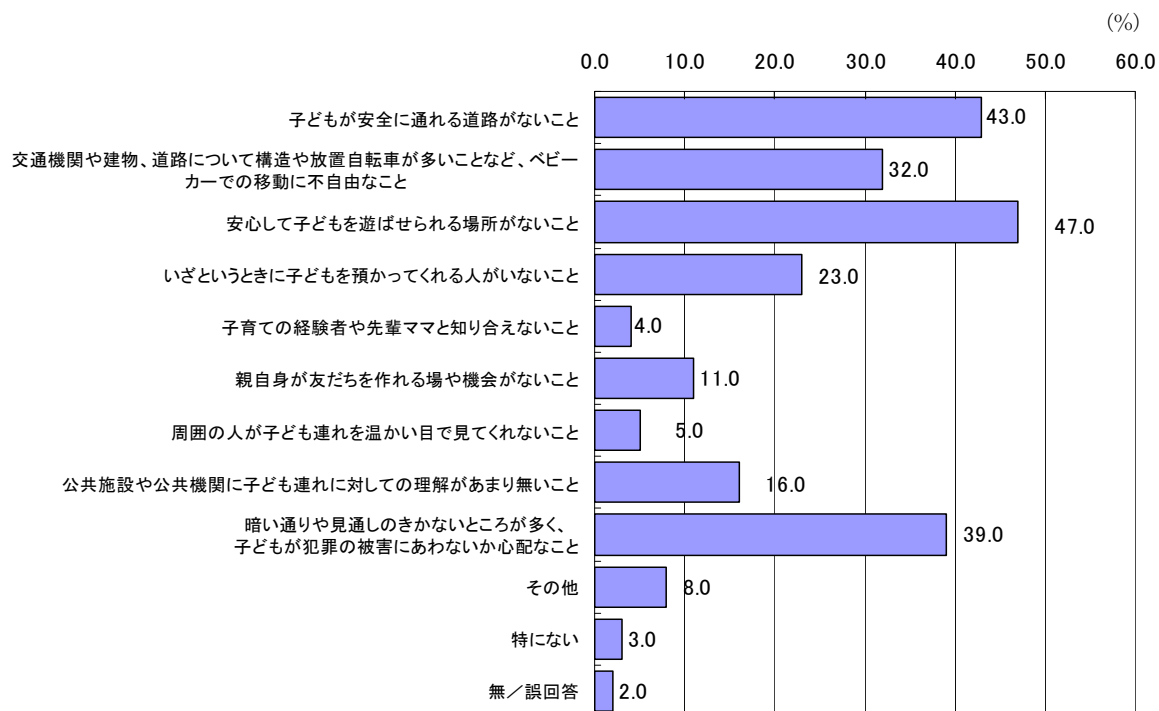
① 持つつもりの子どもの人数が、理想とする子どもの人数より少ない理由。（就学前児童）

複数回答（回答数に制限なし）



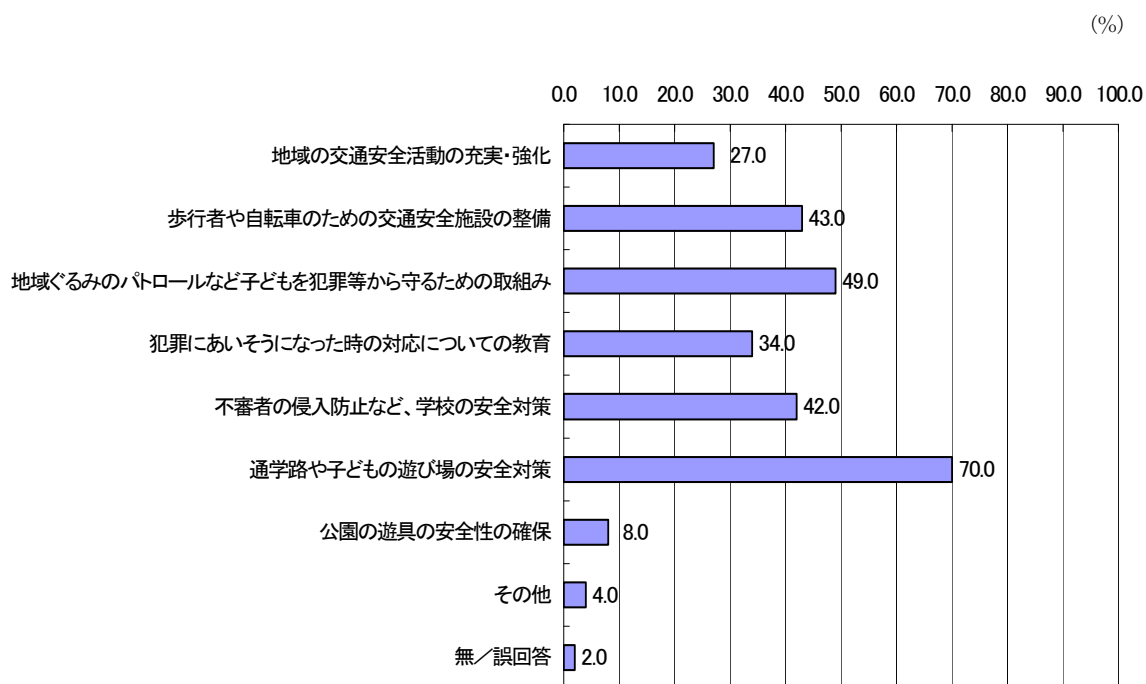
② 子育てを行っていて、特に困ること、困ったこと。(就学前児童)

複数回答 (3つまで)

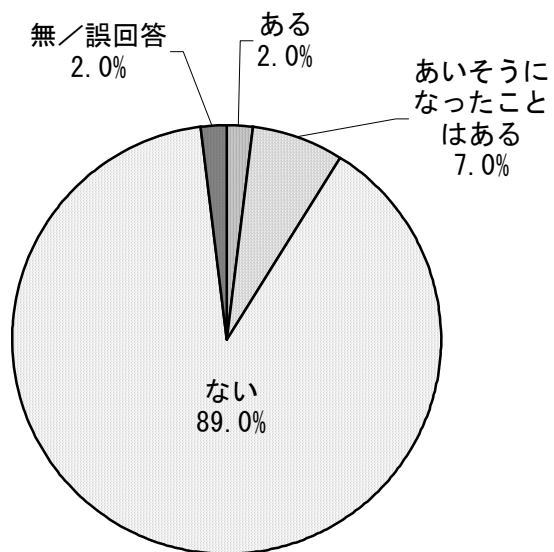


③ 子どもの安全を守るために、特に重要と思われること。(就学児童)

複数回答 (3つまで)



④ お子さんが、犯罪の被害にあったことの有無。(就学児童)



第3章 計画の基本的な考え方

(1) 基本的な視点

① 子どもの視点

わが国は、児童の権利に関する条約の締約国としても、子どもにかかわる種々の権利が擁護されるように施策を推進することが要請されています。このような中で、子育て支援サービス等により影響を受けるのは多くは子ども自身であることから、次世代育成支援対策の推進においては、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮することが必要であり、特に、子育ては男女が協力して行うべきものとの視点に立った取組が重要です。

② 次代の親づくりという視点

子どもは次代の親となるものとの認識の下に、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取組を進めることが必要です。

③ サービス利用者の視点

核家族化や都市化の進行等の社会環境の変化や国民の価値観の多様化に伴い、子育て家庭の生活実態や子育て支援に係る利用者のニーズも多様化しており、また、家庭の特性を踏まえることも必要であることから、次世代育成支援対策の推進においては、このような多様な個別のニーズに柔軟に対応できるように、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取組が必要です。

④ 社会全体による支援の視点

次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、国及び地方公共団体はもとより、企業や地域社会を含めた社会全体で協力して取り組むべき課題であることから、様々な担い手の協働の下に対策を進めていくことが必要です。

⑤ すべての子どもと家庭への支援の視点

次世代育成支援対策は、子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立化等の問題を踏まえ、広くすべての子どもと家庭への支援という観点から推進することが必要です。

⑥ 地域における社会資源の効果的な活用の視点

地域においては、子育てに関する活動を行う団体、NPO、子育てサークル、子ども会、自治会を始めとする様々な地域活動団体、社会福祉協議会やベビーシッター等の様々な民間事業者、主任児童委員等が活動するとともに、高齢者、障害者等に対するサービスを提供する民間事業者

等もあるほか、子育て支援等を通じた地域への貢献を希望する高齢者も多く、加えて、自然環境や地域に受け継がれる伝統文化等もあることから、こうした様々な地域の社会資源を十分かつ効果的に活用することが必要です。

また、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第48条の2及び第48条の3の規定を踏まえた児童養護施設等及び保育所の活用や、児童館、公民館、学校施設等を始めとする各種の公共施設の活用を図ることも必要です。

参考：児童福祉法

第48条の2 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設の長は、当該施設の所在する地域の住民に対して、その行う児童の保護に支障がない限りにおいて、児童の養育に関する相談に応じ、及び助言を行うよう努めなければならない。

第48条の3 保育所は、当該保育所が主として利用される地域の住民に対してその行う保育に関し情報の提供を行い、並びにその行う保育に支障がない限りにおいて、乳児、幼児等の保育に関する相談に応じ、及び助言を行うよう努めなければならない。

② 保育所に勤務する保育士は、乳児、幼児等の保育に関する相談に応じ、及び助言を行うために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

⑦ サービスの質の視点

利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備するためには、サービス供給量を適切に確保するとともに、サービスの質を確保することが重要です。このため、次世代育成支援対策においては、サービスの質を評価し、向上させていくといった視点から、人材の資質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等の取組を進めることが必要です。

⑧ 地域特性の視点

第1章（2）「現状と課題」にみたように、人口構成や産業、更には社会資源の状況等地域の特性は様々であり、利用者のニーズ及び必要とされる支援策も異なります。このため、次世代育成支援対策においては、地域特性を踏まえて主体的な取組を進めていくことが必要です。

(2) 基本理念と基本目標

次世代育成支援（子育て支援）行動計画は、次世代育成支援対策推進法第3条に規定する「父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。」ことを基本理念とし、同法第8条第1項の「地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策」の充実・推進を目指します。

(3) 進行管理と推進体制

① 進行管理

本計画の進行管理のため、市に「次世代育成支援対策推進委員会（仮称）」を設置し、各部局にまたがる事業の実施状況の確認と、後期計画の策定の準備を行います。

② 推進体制

次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、次世代育成支援対策の推進を図るための活動を行う市民・団体・機関の方々の参加を得て、「座間市次世代育成支援対策推進協議会」を設け、次世代育成支援対策の推進に努めます。

第2部 各論

第1章 地域における子育ての支援

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

① 現状と課題

近年、核家族化が進む中、地域における人と人とのつながりが薄れ、育児の孤立化が進み育児不安を抱える母親や社会進出や就労時間の多様化等により子育て困難な傾向にあります。このような状況において専業主婦のみならず、育児不安や子どもを育てていくことが困難な家庭を対象とする支援策の充実が求められています。

本市が平成16（2004）年1～3月に実施した基礎調査（「座間市次世代育成支援（子育て支援）に関するニーズ調査」）によると、子育てに対する満足感については約7割が満足感を感じています。また、子育てをして良かったこと、嬉しかったことについては子どもの成長、子どもを持つ喜びが実感できたとの回答が多く、その一方、子どもを産み育てることについて、社会が評価しているかについては評価していないと感じている家庭が多く、子育てに対する社会の評価が確立していないと感じる家庭が多いという結果になっています。そのような現象の中で、市としてはこうした家庭の不安や負担から安心して子育てができるような社会を築くためには、地域における子育ての支援策としての様々なサービスを打ち出す必要があります。

子どもを育てている現在の生活に、満足していますか。

単位：％

回答内容	就学前児童	就学児童
○満足している	30.0	25.0
○どちらかといえば満足している	41.0	42.0
○どちらともいえない	17.0	16.0
○どちらかといえば満足していない	8.0	11.0
○満足していない	4.0	6.0
○無・誤回答	0.0	1.0

子育てをしてよかったこと、嬉しかったこと。

単位：％

回答内容	就学前児童	就学児童
○子どもを持つ喜び実感	65.0	55.0
○子どもの成長	75.0	71.0
○自分が成長	36.0	50.0

○配偶者関係が好転	2.0	1.0
○家族間の会話の増加	7.0	12.0
○家庭明朗化	23.0	18.0
○友人が増えた	29.0	36.0
○親への感謝念発生	38.0	34.0
○その他	1.0	2.0
○無・誤回答	1.0	1.0

「子どもを産み育てること」を、今の社会は十分評価していると思いますか。単位：%

回答内容	就学前児童	就学児童
○そう思う	2.0	3.0
○どちらかといえばそう思う	14.0	11.0
○どちらともいえない	34.0	34.0
○どちらかといえばそう思わない	28.0	30.0
○そう思わない	21.0	21.0
○無・誤回答	1.0	1.0

現在、本市で実施している「地域における子育て支援サービス」の主なものは、次のとおりです。

ア 子育て支援センター

子育て家庭が抱える育児不安等についての相談指導、子育てサークル等の育成支援を行います。本市では、平成13（2001）年10月に開設した「子育て支援センター」（東原）と、平成16（2004）年7月に開設した「第2子育て支援センター」（相模が丘）の2つの子育て支援センターを運営しています。

対 象 未就園児等の子育てをしている保護者等

開設時間 月～金（祝祭日等除） 午前10時から午後3時まで

利用状況

		H13年度	H14年度	H15年度	H16年度 (2月まで)
子育て支援センター (東原) H13年10月開設	来所者数	5,623	14,328	15,148	16,131
	相談件数	644	1,415	1,362	1,054
第2子育て支援セン ター(相模が丘) H16年7月開設	来所者数	—	—	—	2,274
	相談件数	—	—	—	248

イ ファミリー・サポート事業

地域において育児の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、会員同士で相互援助活動を行います。

ファミリー・サポート事業利用登録者数

	15年度(3月末現在)	16年度(2月末現在)
利用会員数	125人	190人
協力会員数	100人	100人
両方登録者数	7人	7人

ファミリー・サポート事業活動状況

単位：回

	15年度	16年度(2月末現在)
保育園・幼稚園・小学校の送り	562	454
保育園・幼稚園・小学校の迎え	990	1,300
保育園・幼稚園・小学校など登園前の預かり及び送り	50	37
保育園・幼稚園・小学校などの迎え及び帰宅後の預かり	277	332
学童の放課後の預かり	24	82
保護者の買い物等、外出時の場合の援助	15	10
保護者の病気・急用の場合の援助	6	18
保護者の就労時・求職中の援助	35	79
他の子どもの行事・冠婚葬祭時の援助	26	18
その他	3	56
合計 (利用時間計)	1,988 (1,257.5)	2,386 (1,768.5)

ウ 発達相談

ハイハイできない、言葉が遅い、音に反応しないなど赤ちゃんの発達が気になる場合、理学療法士など各分野の専門職員が相談を行います。

エ 乳幼児発達支援

発達や言葉の遅れがある子どもなどが、基本的な生活習慣を身に付けることが出来るよう発達相談や療育指導を行います。

オ 新生児・乳幼児訪問指導

育児や授乳に不安がある場合、助産師・保健師が自宅まで指導に伺います。

カ 育児相談

乳幼児期の育児の問題・疑問などに保健師と栄養士が相談やアドバイスを行います。

キ 地域育児センター

市内全ての保育園が地域育児センターとしての役割を持ち子育ての相談を受け付けます。

ク 児童ホーム

保護者が昼間、家の外で働いていたり、病気にかかっていたりするなどの理由で児童（小学校1年生から3年生まで、障害のある場合は4年生まで）の保育ができないときに、放課後の一定時間、児童の保育を行っており、現在、市内には、10か所の児童ホームがあります。

近年、児童ホームでの保育の希望が増加し、児童ホームによっては、待機児童が発生しており、この解消が課題となっています。

② 施策の方向

子育ての不安や負担感を少しでも解消するには、母親達が気軽に相談できる場の提供が必要です。本市では市内東原地区と、相模が丘地区に子育て家庭が抱える育児不安等についての相談指導、地域の保育ニーズに応じた保育園間の連携を図り、地域育児センターの支援等を行う「子育て支援センター事業」を実施しており、今後も、引き続き実施します。

また、平成17（2005）年度から、児童福祉法の改正にともない、児童相談の第一義的な窓口が市町村となり、都道府県の設置する児童相談所は、専門性の高い困難事例への対応等に重点化されることになりました。そこで、本市においても、専門相談員を配置し、より適切なアドバイスができる事業を展開する予定です。

参考：児童福祉法

第10条 市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

- 一 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。
- 二 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。
- 三 児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応じ、必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。

さらに、「ファミリー・サポート事業」を引き続き実施するとともに、「一時保育」の充実を図り、「特定保育」と「病後児保育」を新たに実施することを目指します。

なお、小学生を対象とした保育である「児童ホーム」については、今後の児童数の推移やホーム利用の希望の動向などを考慮しながら、既存の施設・設備や地域の社会資源を組み合わせるこ

とにより、待機児童が生じないようにするとともに、保育時間の拡大を目指します。

<具体的支援目標>

支援事業名（担当課等）	事業概要と基準年／目標（H21年）
<p>子育て支援センター事業</p> <p>（子育て支援課）</p>	<p>未就園児等の子育てをしている保護者等を対象に、子育て家庭が抱える育児不安等についての相談指導等の育児・子育て支援を行います。</p> <p>2か所／H16年 → 2か所／H21年</p> <p>（なお、本市の「子育て支援センター事業」は、国等の制度としては、「地域子育て支援センター事業」と「つどいの広場事業」によるものを、それぞれ1か所での展開を予定しています。）</p>
<p>ファミリー・サポート事業</p> <p>（子育て支援課）</p>	<p>地域において育児の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、会員同士で相互援助活動を行います。</p> <p>1か所／H16年 → 1か所／H21年</p>
<p>保育園等における「一時保育」の実施</p> <p>（子育て支援課）</p>	<p>家庭において保育されることが一時的に困難となった乳幼児を保育する「一時保育」の充実を目指します。</p> <p>なお、「一時保育」の対象は、①保護者の勤務形態等により、家庭における育児が断続的に困難となる場合、②保護者の傷病・入院等による場合、③保護者の育児疲れ解消等の私的な理由やその他の事由により一時的に保育が必要となった場合です。</p> <p>この「一時保育」の実施か所を増やす充実は、平成17年度中に実施する予定です。</p> <p>1か所／H16年 → 3か所／H21年</p>
<p>保育園等における「特定保育」の実施</p> <p>（子育て支援課）</p>	<p>保護者のパート労働などの理由により、相当程度の日・時、家庭において保育されることに支障が生じる乳幼児を保育する「特定保育」の実施を目指します。</p> <p>未実施／H16年 → 2か所／H21年</p>
<p>「短期入所生活援助（ショーステイ）事業」の実施</p> <p>（子育て支援課）</p>	<p>保護者が病気などの理由で、家庭における児童の養育が困難になった場合、児童養護施設等で一時的に養育する「短期入所生活援助（ショーステイ）事業」の実施を目指します。</p> <p>未実施／H18年 → 1か所／H21年</p>

<p>「病後児保育」の実施</p> <p>(子育て支援課)</p>	<p>保育園に通園中の児童等が病気の「回復期」であり、集団保育の困難な期間、その児童を保育園・診療所等で保育する「病後児保育」の実施を目指します。</p> <p>未実施／H16年度</p> <p>→ 実施に向け検討(1か所)／H21年</p>
<p>「児童ホーム」の実施</p> <p>(子育て支援課)</p>	<p>家庭において保育されることが困難な児童を保育する「児童ホーム」の充実を目指します。なお、保育時間の拡大についても検討いたします。</p> <p>この「児童ホーム」の充実については、平成17年5月から、実施か所数を1か所増やすとともに、保育時間の拡大についても、夏休み等、長期休暇中の早朝からの保育を17年度から実施する予定です。(なお、本市の「児童ホーム」は、国等の制度としては「放課後児童健全育成事業」に位置づけられます。今後、児童数の推移や利用希望の動向などを考慮して、既存の施設・設備や地域の社会資源を組み合わせた「放課後児童健全育成事業」についても取り組みます)</p> <p>10か所／H16年 → 13か所／H21年</p>

< 具体的支援策 >

支援事業名(担当課等)	事業概要
<p>地域育児センター事業</p> <p>(子育て支援課)</p>	<p>保育園の専門的機能を活用して、地域の子育て家庭の養育ニーズに対応するため、育児相談のほか、子育て家庭交流事業、中高生と園児の体験交流等を行ないます(市内の保育園全園で実施予定)。</p>
<p>児童相談</p> <p>(子育て支援課)</p>	<p>児童福祉法の改正により、児童相談の第一義的な窓口が市町村となることにともない、専門相談員を配置し、より適切なアドバイスができるようにします。</p>
<p>幼稚園「預かり保育」事業の推進</p> <p>(子育て支援課)</p>	<p>県と連携し、幼稚園における、保護者の保育ニーズに弾力的に対応するための「預かり保育」(教育時間の前後の一定時間の保育)の充実を図ります。</p>

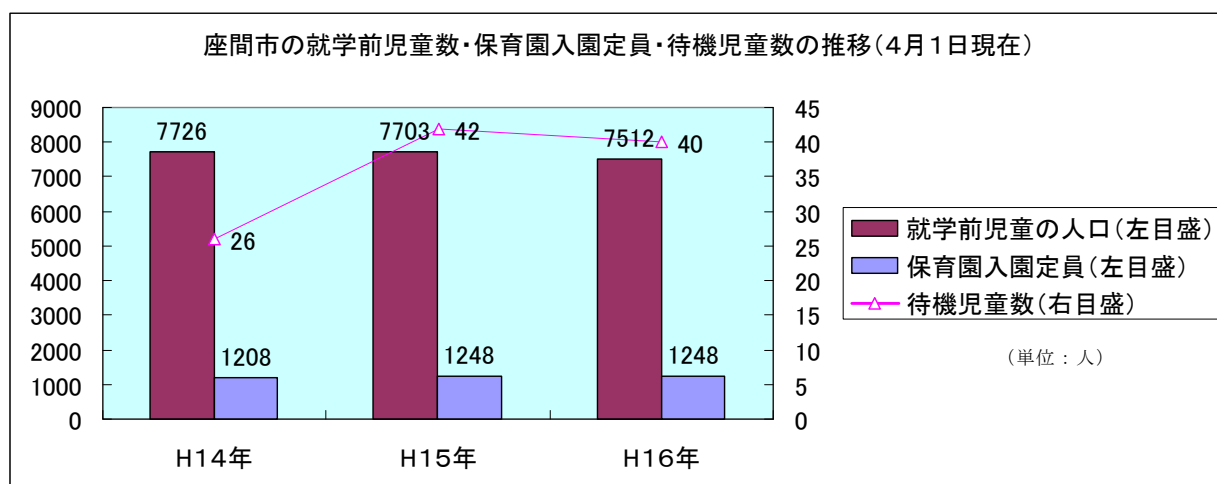
妊婦相談 (保健医療課)	身体的・精神的に不安定な妊婦に対し、保健師が電話等で日常生活全般の保健指導を行います。また、新生児訪問・乳幼児訪問等で継続的な指導を行っていきます。
新生児訪問指導 (保健医療課)	身体的・精神的に不安定な状態にある産婦及び新生児に対し、保健師及び助産師が家庭訪問し、新生児の発育及び育児上必要な事項や日常生活全般の保健指導を行います。
乳幼児訪問指導 (保健医療課)	育児支援が必要な親子に対し、保健師が家庭訪問を行い、日常生活全般の保健指導及び栄養指導等を行います。
電話相談 (保健医療課、子育て支援課)	親の抱える育児上の疑問・不安・心配事に対し、随時相談を受け、育児支援を行います。また、保育園や子育て支援センターにおいても相談を受けます。
乳幼児健康診査 (4か月児健診、8～10か月児健診、1歳6か月児健診、2歳児歯科健診、3歳6か月児健診) (保健医療課)	各月齢・年齢に応じた発育・発達の確認と、疾病や異常の早期発見を行います。また、育児相談・栄養相談等で個別の育児支援を行います。
育児相談 (保健医療課)	市民健康センターを中心に市内5ヶ所で、身体計測と乳幼児期に育児上起こる心配・疑問・問題点に対し相談を受け、母親が自信と主体性を持って育児できるよう支援します。
外国籍母子支援事業 (保健医療課)	安心して出産や子育てができるよう、育児支援を行います。

(2) 保育サービスの充実

① 現状と課題

これまで本市では、近隣の市に比較すると、人口や就学前児童の数に比べ保育園の定員も多く、また、施設数も多いことなど、保育サービスの充実に努め、近年では、保育園の新設や定員の拡大（定員の弾力化による実質的な拡大など）等により、なるべく多くの児童を受け入れるよう取り組んできました。しかしながら、女性の社会進出や就業形態の変化等を背景として、保育園の

利用を希望する児童の割合は年々増加しているため、待機児童が解消されていません。



そして、「延長保育」や日曜日や祝日も勤務する保護者のための「休日保育」の充実等、多様な保育需要に応じて、広く市民が利用しやすい保育サービスの提供が行われることが求められています。現状では、民間活力を活用して量的な充足を図るよう努めていますが、まだ、十分とはいえない状況です。

	認可保育園数	産休明け保育	延長保育	休日保育
市立保育園	9園	0園	9園	0園
私立保育園	9園	9園	9園	1園
市内計	18園	9園	18園	1園

「産休明け保育」とは、生後満8週間からの受け入れをいい、市立保育園は、全園とも、生後満3か月から受け入れています。なお、本市の特徴的な取り組みとして、育児休業後の職場復帰の場合で、入園予定の保育園が定員等の面で受け入れ可能な場合は、入園前の6日以内の日数で「ならし保育」を実施することにより、育児休業後の職場復帰が円滑に行えるように取り組んでいます。

また、私立保育園のうち、1園は、平成15(2003)年4月にあらたに認可保育園として設けられたものです。

② 施策の方向

今後、保育園の待機児童の解消のため、私立保育園の定員増(1園)と市立保育園への保育士加配により、受け入れ可能児童数を増やすことを目指します。

保育時間の延長についても、現在19時までが16園、19時を越える延長が2園で実施されていますが、20時を越える延長を2園で、19時を越える延長を4園(20時を越える2園を

含む) で実施することを目指します。

さらに、現在1園で実施している休日保育についても、1園増やすことを目指します。

また、認可保育園以外の保育施設のうち、一定の基準を満たした施設に対し、その運営費等を補助し、保育ニーズへの対応を図ります。

なお、保育サービスの安定的な供給、基盤強化のため、法人化されていない認可保育園の法人化について、県と連携して取り組みます。

<具体的支援目標>

支援事業名 (担当課等)	事業概要と基準年/目標 (H21年)
通常保育事業 (待機児童の解消) (子育て支援課)	私立保育園の定員増(1園)と市立保育園への保育士加配により、受け入れ可能児童数を増加させ、待機児童の減少、解消を目指します。 (4月1日現在の待機児童数) 40人/H16年 → 解消/H21年
延長保育事業 (子育て支援課)	19時を越える延長保育について、充実を目指します。 (19時を越える延長保育) 2園/H16年 → 4園/H21年 ※ 次の「20時を越える延長保育」の実施園を含む。 (20時を越える延長保育) 未実施/H16年 → 2園/H21年
休日保育事業 (子育て支援課)	日曜日や祝日も勤務する保護者のための「休日保育」の充実を目指します。 1園/H16年 → 2園/H21年

<具体的支援策>

支援事業名 (担当課等)	事業概要
認定保育施設等補助事業 (子育て支援課)	認可保育園以外の保育施設のうち、一定の基準を満たした施設に対し、その運営費等を補助し、保育ニーズへの対応を図ります。

(3) 子育て支援のネットワークの発展と育成

子育て支援サービスを効果的に提供し、市と地域で活動している子育て支援ボランティア同士のネットワークを充実発展させ、公的支援と市民活動が協働できる関係を構築します。

① 現状と課題

市内には、公民館等の社会教育施設で保育つき講座の保育ボランティアや、育児サロン・子育て講座を企画運営している団体、福祉関係施設で子育て支援電話相談やサロン開設などの「子育て」支援にかかわる活動をしている団体がいくつもあります。そして、平成15（2003）年7月、それぞれの活動をよりよいものにしたい、今の子育て事情をよく知るための「子育て支援ネットワーク」が形成され、育児に関わる情報交換、相互の活動支援、行政との協働を目指し活動しています。

ネットワークを形成していくなかで、子育て支援を必要としている家庭に情報が届いているのかを把握しながら行政各機関相互の情報交換や連携の確立、強化を図る必要があります。

② 施策の方向

地域で活動している子育てサークルや子育て支援グループがネットワークを作って、公民館や市の機関と連携して行う子育て支援事業は、親のニーズを捉えたきめ細かい企画ができ、地域の教育力を高めることにもなります。

今後、さらに、ネットワークに参加してくれるグループの輪を広げ、これからの子育て支援についての関心、理解を高めていく必要があります。

また、子どもや親が自ら学ぶ生涯学習の視点での家庭教育支援と保健福祉機関が行なう育児支援の連携をますます強固なものにし、地域全体で子育て支援をする意識の啓発等を図る必要もあります。

<具体的支援策>

支援事業名（担当課等）	事業概要
子育て支援ネットワークの充実 (生涯学習推進課)	子育てにかかわる活動を展開している団体がネットワークを形成し、学習と情報交換、行政・団体相互の活動を支援しつつ、併せて行政各機関との連携を図り、情報を提供します。

子育て情報誌の充実 (生涯学習推進課)	現在発行している子育て情報誌をさらに多岐にわたり広めて、内容の充実を図り、関連する行政機関の窓口などで親等の養育者または妊娠中の方などに配布し、情報提供します。
なかよしベビークラスの実施 (保健医療課)	乳児の親子が集い、子育てに関して情報を交換したり、悩みを話し合ったりすることにより、行政ではフォローできない分野の問題を親自らが克服し、孤独感を和らげます。

(4) 子どもの健全育成

地域において、放課後や休日に子どもが伸び伸びとして楽しく、また積極的に集える拠点づくりを推進します。

① 現状と課題

子どもは成長に合わせて好奇心が高まり、それに伴い、行動・活動範囲が家庭中心から拡大されて広がるため、放課後や休日における集える場所の設置に関して注目されています。

座間市では、平日の放課後は児童館等を利用して「児童ホーム」を実施して集える場所を設置していますが、地域間の格差もありますが小学校区においては、収容しきれない「児童ホーム」が幾つかあるのが現状です。

また、子どもは子ども達だけの世界を作ってしまう、現代の急激な社会情勢の変化に伴う、子どもの意識や感情の変化、さらに不登校や少年非行等に対応して適切な指導をすることが重要視されます。

そのためには、「児童館」という施設の子どもを中心とした利用方法や形態を見直し、高齢者等の利用を可能にして世代間交流、さらには相談事や指導をする人員の配置等を考慮し、その実現に向けた様々な支援・環境整備をすることが必要となります。

② 施策の方向

子どもの健全育成を図るうえで、児童館のみならず公民館や青少年教育施設等がその拠点施設として気軽に利用できる交流の場としての位置づけをすることが、また、子育てに関する活動を行う団体等を活用した取り組みを進めることが必要です。

座間市では、児童館のみならず公民館や青少年教育施設、コミュニティーセンター、その他学

校の余裕教室を含めた公共施設の開放、また、幼稚園の園庭・園舎を開放して子育て相談や子育て支援サービスの場として有効活用できるような取り組みを進めます。

施設の開放に合わせて、図書館や児童館では、若い人々を含めたボランティアによる映画や人形劇、本の読み聞かせを実施するなかでの異年齢間の交流、子どもが比較的自然になじむことができる野球やサッカーなどの団体活動を行うなかでの先輩OBやOGとの交流などの充実にも努めます。

また、少年非行等の問題を抱える児童の立ち直り支援、保護者の子育て支援、不登校の対応においては、青少年相談室の相談員が相談を受け付け、実施します。

さらに、地域と一体となった形で健全育成を図るべく、地域ボランティア、子ども会、自治会等が連携して対処できるような参加・協力体制の整備に努めます。

<具体的支援策>

支援事業名（担当課等）	事業概要
施設利用調整	異年齢間・世代間交流を充実させるため、市または市が所有し、地域が管理運営する施設の利用時間帯等を連絡・調整します。
施設の整備・拡充	多種・多様の青少年の活動を支えるために地域交流の拠点を提供していくうえで、市が所有する施設をニーズに応えられるよう、計画的に修繕等を実施します。
協力団体の育成・支援	青少年が地域と共に活動できるように支援をしていく地域の協力団体の育成を推進します。 子育て支援の協力の場の提供者を助成します。
赤ちゃんとのふれあい体験 (保健医療課)	思春期の学生に赤ちゃんとふれあう機会を提供し、小さな子への慈しみの気持ちや命の大切さを伝えます。
「ざま遊友クラブ」の市内全小学校での実施 (青少年課)	さまざまな遊びをとおして、異年齢間の交流や地域の方々と接する機会を持つ等、体験の場を作り、子どもの自主性を養う機会とします。

第2章 子どもが健やかに生まれ育つための支援

(1) 子どもや母親の健康の確保

① 現状と課題

本市では、安心して妊娠・出産ができるように、妊娠届の際、母子健康手帳の交付に併せて子育てハンドブック等副読本や母親父親教室・新生児訪問のパンフレット等を配布し、知識の普及とサービスの周知に努めています。また、初めて父となる方には、父子健康手帳を交付し父親の育児参加意識の普及に努めています。

本市の実施した基礎調査（「座間市次世代育成支援（子育て支援）に関するニーズ調査」）では、「母親父親教室」に75%が参加しており、うち9割の人は「役に立った」「どちらかという役に立った」と答えています。また、妊娠中や出産直後に精神が不安定になった経験がある人がそれぞれ60%いました。母親父親教室では、知識の普及だけでなく、地域の友達作り、先輩ママとの交流を組み込み、親としての自信と自覚を身につけてもらうようにしています。さらに、子どもの心の安らかな発達の促進と育児不安の軽減をはかる上で、新生児訪問、乳幼児健康診査、育児教室等を行っています。

上記の基礎調査で、「子育てでどうしてよいかわからなくなることがある」に関して、「よくある」「時々ある」と答えた人が61%、「子どもを虐待していると思うことがある」で「よくある」「時々ある」と答えた人が23%おり、多くの家庭で子育てについて何らかの悩み事・問題を抱えている現状が窺われ、その改善が課題となります。

お子さんを妊娠中、母親が精神的に不安定になったことはありますか。

よくあった	時々あった	ほとんど無かった	なかった	無/誤回答
15.0%	45.0%	23.0%	15.0%	1.0%

出産後1ヶ月くらいの間、母親が精神的に不安定になったことがありますか。

よくあった	時々あった	ほとんど無かった	なかった	無/誤回答
21.0%	39.0%	23.0%	17.0%	1.0%

妊娠中や出産後のサポートとして、どのようなサービスが重要だと思いますか。

面の相談	母親の健康	育児相談	赤ちゃんの	問による指導	師等の家庭訪	助産師・保健	ヘルパー	沐浴などの	赤ちゃんの	機会の提供	を聞ける場や	から気軽に話	子育て経験者	人との交流	子育て中の	その他	無/誤回答
22.0%	42.0%	22.0%	12.0%	28.0%	43.0%	7.0%	2.0%										

子育てでどうしてもいいわからなくなることがありますか。

よくある	時々ある	ほとんどない	ない	無/誤回答
8.0%	53.0%	31.0%	8.0%	1.0%

自分は、子どもを虐待していると思うことがありますか。

よくある	時々ある	ほとんどない	ない	無/誤回答
1.0%	22.0%	30.0%	47.0%	1.0%

《平成15（2003）年度 乳幼児健康診査受診率》

健診名	実施回数	受診数 (受診率)
4か月児健康診査	12回（月1回）	1,196人（95.0%）
8～10か月児健康診査	指定医療機関で随時	1,198人（92.9%）
1歳6か月児健康診査（内科）	指定医療機関で随時	1,106人（89.3%）
”（歯科）	24回（月2回）	1,002人（82.6%）
2歳児歯科健康診査	12回（月1回）	623人（50.7%）
3歳6か月児健康診査	12回（月1回）	1,121人（85.8%）

② 施策の方向

安心して妊娠・出産できるよう、妊娠届からの継続的な支援のあり方や、母親父親教室のあり方等を検討し、更なる内容の充実を図ります。また、夫婦の協力、父親の育児参加を進めるため、父子健康手帳の配布を継続的に行います。

成長の著しい乳幼児期は、成長の確認や疾病の早期発見だけでなく、育児不安の軽減や友達作りをしやすいような乳幼児健康診査や育児教室、育児相談等の事業を展開します。また、電話相談や家庭訪問など個々の家庭に配慮した育児支援も継続的に行います。

<具体的支援策>

安心して妊娠・出産できるための支援策

支援事業名（担当課等）	事業概要
妊娠届 (保健医療課)	保健医療課及び各出張所にて妊娠届を受理。出産予定日、医療機関の確認と現在抱えている不安、疑問について対応します。また、リスクの高い妊婦に対しては、継続的にフォローを行います。

母子健康手帳の交付 (保健医療課)	妊娠届出者に対して交付。母が外国籍の場合、外国語版を交付することもあります。併せて、子育てハンドブック等の副読本と母親父親教室・新生児訪問のパンフレット等と一緒に配布します。
妊婦健康診査 (保健医療課)	神奈川県産婦人科医会に委託。妊婦の健康管理として、妊娠中2回規定の健診費用を助成します。
父子健康手帳の交付 (保健医療課)	初めて父となる人に対して交付します。
妊婦電話相談 (保健医療課)	妊娠届、妊婦健康診査の結果等から、妊娠・出産の時期が順調に過ごせるよう電話相談にて支援します。
母親父親教室 (保健医療課)	妊娠20～31週の初妊婦とその夫を対象に4日間コースの教室を開催します。妊娠中の生活、栄養、産後の過ごし方、妊婦体操・呼吸法、沐浴、赤ちゃんとのふれあい体験等を実施します。教室を通して、友達作りと親としての自覚・自信を身につけてもらうことを目的とします。
出生連絡票受理 (保健医療課)	出生状況、里帰りの有無等連絡票にて把握し、新生児訪問や産後うつ病等について説明・紹介します。この連絡票を元に新生児訪問の連絡や相談ありと記載のある時に、電話等にて相談を受けます。

子どもの心の安らかな発達の促進と育児不安の軽減についての支援策

新生児訪問指導 (保健医療課)	概ね生後2か月以内の乳児とその母親を対象に保健師・助産師が訪問し、子どもの発育・発達と母親の育児支援を行います。
乳幼児訪問指導 (保健医療課)	新生児訪問指導や乳幼児健康診査、育児相談等により、訪問による育児支援が要すると思われる親子を対象に行います。養育困難や児童虐待の疑いのあるケースへも訪問を行います。
育児グループ支援事業 「なかよしベビークラス」 (保健医療課)	生後3～4か月児の親子を対象に、ふれあい遊びやグループワークを行い、仲間作りの支援を行います。
離乳食育児教室 「赤ちゃん教室」生後5～6か月児	概ね生後5～8か月の赤ちゃんを持つ親を対象に、子どもの発達に応じた離乳食のすすめ方や、育て方に

「もぐもぐ教室」生後7～8か月児 (保健医療課)	ついて、知識と理解を深められるようにします。				
1歳児むし歯予防教室 「歯っぴーバースディ教室」 (保健医療課)	1歳児とその親を対象に、歯磨きの方法やむし歯予防のための食事やおやつについて、知識と理解を深められるようにします。				
乳幼児健康診査 4か月児健康診査(集団方式) 8～10か月児健康診査(個別方式) 1歳6か月児健康診査 (内科:個別方式・歯科:集団方式) 3歳6か月児健康診査(集団方式) (保健医療課)	子どもの発育・発達の確認をすることで、安心感が得られるようにします。また知識の普及を図り、育児不安等が解消できるように支援します。				
2歳児歯科健康診査 (保健医療課)	むし歯予防の生活習慣が確立する2歳児を対象に健診・教育、予防処置を行い、歯を通して生活を見直す機会とします。				
育児相談 (保健医療課)	市民健康センターを中心に市内5ヶ所で、身体計測と乳幼児期に育児上起こる心配・疑問・問題点に対し相談を受け、母親が自信と主体性を持って育児できるよう支援します。				
親子相談 発達相談 ことばの相談 (保健医療課、障害福祉課)	行動発達、言語発達や子どもへのかかわり方について心配のある親子に対し相談を受け、適切な指導を行い親の不安を軽減するとともに子どもの発達を促す支援をします。				
電話相談 (保健医療課、子育て支援課)	親の抱える育児上の疑問・不安・心配事に対し、随時相談を受け、育児支援を行います。また、保育園や子育て支援センターにおいても相談を受けます。				
乳幼児フォロー教室 「わくわく教室」1歳6か月児フォロー 「すくすく教室」3歳6か月児フォロー (保健医療課)	親子遊びなどの体験を通して幼児の精神発達に大きな影響を及ぼす親子関係を豊かにし、健全な発達を促す支援をします。				
予防接種 (保健医療課)	感染症の恐れがある疾病の発生および蔓延防止を目的に予防接種を行い、公衆衛生の向上に努めます。 <table border="1" data-bbox="783 1933 1396 2045"> <tr> <td>集団接種</td> <td>ポリオ・ツベルクリン・BCG</td> </tr> <tr> <td>個別接種</td> <td>麻疹・風疹・三種混合・日本脳炎</td> </tr> </table>	集団接種	ポリオ・ツベルクリン・BCG	個別接種	麻疹・風疹・三種混合・日本脳炎
集団接種	ポリオ・ツベルクリン・BCG				
個別接種	麻疹・風疹・三種混合・日本脳炎				

<p>小児医療費助成制度</p> <p>(保健医療課)</p>	<p>小児の健康の増進に資する事を目的に、小児にかかる医療費の一部を助成し、その健全な育成支援を図ります。現在、0歳から4歳児までは、通院と入院、5歳から中学校卒業までは入院に係る保険診療の自己負担分を助成（0歳児を除き、所得制限あり）していますが、平成17年10月から、通院に係る保険診療の自己負担分の助成を、就学前までに拡大する予定です。</p>
---------------------------------	---

(2) 心と体を育む“食育”の推進

「食」とは、「人」を「良く」と書きます。すなわち、人を良くするのが食、人を良く育てる事が食育です。現在をいきいきと生き、かつ生涯にわたって健康で質の高い生活を送る基本としての食を営む力を育てるとともに、それを支援する環境づくりを進めることが大切です。

① 現状と課題

本市では、妊娠中から“家族の食事”に視点を置き、規則正しい生活習慣や食事の必要性について知識の普及に努めています。乳幼児健診や育児教室等においても栄養士が個別・集団で各発達段階に合わせた食事の進め方を伝え、食事に対する不安の軽減を図り、すすんで楽しい食生活が送れるよう支援しています。

保育園では、地域の伝統的な食事体験や地域の人との会食、調理体験などを通し、食育の推進を図っています。

小学校では、給食に地場産物を積極的に取り入れたり、さまざまな場面で食に関する指導を行ったりしており、中学校では、生活に必要な基本的知識と技能の定着を図ることを目的に食育の支援を行っています。

子どものライフステージに合わせて各ポジションでそれぞれが働きかけている現状を、効率よく各年代横断的に食育の支援が行われるよう、「地域・学校保健担当者連絡会議」において検討を行っています。

子育て家庭の食生活について、本市の基礎調査（「座間市次世代育成支援（子育て支援）に関するニーズ調査」）では、朝食を毎日食べていない子どもは、就学前児童（離乳期を除く）で8%、就学児童で6%います。また、平成15（2003）年度離乳食教室に参加した母親への調査では、約1割の人が朝食を食べず、約2割の人が夜9時以降に夕食を摂っていました。

食事についての意識として、「栄養のバランスをとる」ことに気をつけていない親の割合は、就学前・就学児童とも10%、「間食をしすぎない」ことに気をつけていない親の割合は、就学前児童で15%、就学児童で13%、「夜遅く食べない」ことに気をつけていない親は、就学前児童で16%、就学児童で11%いました。

現代の食生活は社会環境の変化に伴いさまざまな影響を受けています。朝食の欠食や遅い夕食、一人で食べる孤食、外食や加工食品の利用増加など基本的な生活習慣や食習慣の欠如が問題となっています。

お子さんは、毎日朝食を食べていますか。

	毎日食べている	週4～6日	週3日以下	離乳前	無/誤回答
就学前児童	83.0%	6.0%	2.0%	9.0%	0.0%
就学児童	94.0%	4.0%	2.0%	—	1.0%

お子さんだけで食事をとることがありますか。(就学児童)

ある	ない	無/誤回答
24.0%	76.0%	1.0%

月における孤食の回数

1～4回	5～9回	10～14回	15～24回	25回以上	無/誤回答
56.0%	10.0%	11.0%	13.0%	4.0%	6.0%

お子さんについて、意識的に気をつけて実行していること。

①栄養のバランスをとる

	気をつけている	気をつけていない	無/誤回答
就学前児童	84.0%	10.0%	6.0%
就学児童	88.0%	10.0%	1.0%

②間食をしすぎない

	気をつけている	気をつけていない	無/誤回答
就学前児童	79.0%	15.0%	6.0%
就学児童	85.0%	13.0%	2.0%

③夜遅く食べない

	気をつけている	気をつけていない	無/誤回答
就学前児童	78.0%	16.0%	6.0%
就学児童	87.0%	11.0%	2.0%

離乳食教室でのアンケート(生後 5~8 か月児の母 203名)

①母親の食生活で、朝食を食べる習慣がある人

食べる習慣がある	食べる習慣がない	無回答
88.2%	10.8%	1.0%

②夕食の時間

～18時	19～20時	21時以降
14.7%	62.5%	22.8%

② 施策の方向

食育について、母子保健事業、保育園、小中学校、地域等それぞれの場面で取り組んでいますが、更なる情報交換・連携を行っていきます。そして、食の課題を共有し、課題に関する情報の集約や分析を行い食育の推進に努めていきます。

また、食のボランティアである食生活改善推進員の養成及び育成の充実や生産者・事業者との連携等により、地域に根ざした食育の体制作りを推進します。

<具体的支援策>

妊娠期

支援事業名 (担当課等)	事業概要
冊子配布 (保健医療課)	母子健康手帳交付時に副読本として、『教えて！楽しい食卓』を配布します。
母親父親教室 (保健医療課)	『栄養のお話』という項目で、妊娠中から‘家族の食事’に視点を置いて食事について学べるよう支援します。

授乳期・乳児期・幼児期

支援事業名 (担当課等)	事業概要
産婦新生児訪問 (保健医療課)	希望する家庭に保健師・助産師が家庭訪問し、子どもの発育状態を観察した上でその母子に合った授乳方法等について支援します。
各種乳幼児健康診査	4か月児健康診査…受診者に対し、集団で離乳食開始に向けての話をします。

(保健医療課)	<p>2歳児歯科健康診査…受診者に対し、集団で飲み物やおやつを取り方が歯に与える影響などを伝え、良い生活習慣が身につくよう支援します。</p> <p>4か月児、1歳6か月児歯科検診、3歳6か月児健康診査…個別栄養相談の機会を設け、子どもの発育、生活習慣、食の自立等個々の家庭に合わせた支援を行います。</p>
離乳食教室 初期（赤ちゃん教室）、中期（もぐもぐ教室） (保健医療課)	子どもの成長・発達に合わせて離乳食が進められるよう支援します。
1歳児むし歯予防教室 (保健医療課)	歯が生え始め、離乳食が完了するこの時期に、食と歯の関係、良い生活習慣について理解を深めてもらいます。
育児相談 (保健医療課)	身体計測の他、個別で生活・育児相談と栄養相談を設けて、それぞれの家庭に沿った支援を行います。

保育園・小学校・中学校

支援事業名（担当課等）	事業概要
保育園 (子育て支援課)	<p>保育園在園児及び保護者への食育を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画の策定を行い食育に取り組む体制作りをする。 ・飼育・栽培・調理体験や地域の伝統的な食事の体験を行う。 ・保護者向けに相談や講演会の開催、地域の人との会食を行う。
小学校 (学校教育課、教育指導課)	<p>食を通して豊かな心を育成し、自分の健康を考えられる子をめざします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教科において食に関する指導を行う。 ・給食時間に食に関する指導を行う。 ・献立の工夫（年間テーマを決めて作成）献立表に説明文を載せ、興味関心を深める。 ・献立に使われている食材の説明を配布し、旬の食材や食品の知識を深める。 ・地場産物を活用し、興味関心をもたせる。
中学校	生活に必要な基礎的・基本的知識と技能の定着を図

(教育指導課)	ります。 ・食事の果たす役割と健康を知る。 ・栄養素の種類と働きを知り・特徴を知り、一日の献立を作る。 ・食品の選択、調理計画を立て、調理を行う。 ・自分の食生活を振り返り季節毎の食を知る。
---------	---

地域

支援事業名（担当課等）	事業概要
食生活改善推進事業 (保健医療課)	自らの健康を守る市民運動として、核となる人材を育成し、地域ぐるみの健康づくりを推進します。
公民館学級・講座開設事業 (生涯学習推進課)	公民館開設事業（学級、講座）のなかで、小・中学生を対象に、地域の食文化を考えたり、稲作体験や野菜作りを通して世代間交流を深めたりするなど、地域における食育を推進します。

(3) 思春期保健対策の充実

① 現状と課題

将来、父親母親となる子どもたちにとって思春期は重要な時期であり、健やかに子どもたちが成長するためには思春期に特有の心や体の問題、性に関する悩みなどを克服していくことが大切です。

近年、少子化・核家族化などにより小さな子どもとふれあうことが減少傾向にあることから、子どもたちが生命の大切さ、尊さについて考える機会が少なくなっています。また、情報化社会によりたくさんの情報が子どもたちにもたらされていますが、その情報の中には誤った内容も多く見受けられます。

本市では「赤ちゃんとのふれあい体験」事業を通じて、思春期の中学生に対して命の尊さを考える機会の提供をしています。また、小・中学校において性教育の講義を行い、性に関する正しい情報の提供や、思春期の心や体などの問題に対して、相談に応じています。

今後は、さらに、思春期の子どもたちが命の大切さ、さらには妊娠・出産の身体への影響や社会的責任を理解できるように、学校、県と協力し連携を図ることにより事業を充実していく必要があります。

赤ちゃんとのふれあい体験参加人数（年1回実施） （平成15年度）

中学校1～3年生対象	18人
------------	-----

小・中学校依頼による健康教育実施内訳 （平成15年度）

健康生活について	3回
性教育	2回
タバコ、酒、薬物について	1回

② 施策の方向

小さな子への慈しみの気持ちや命の大切さを伝える「赤ちゃんとのふれあい体験」をより多くの子どもに体験してもらうよう、年齢の幅をひろげたり、内容の検討を行い、充実を図ります。また子ども達の悩みに対して、適切に支援できるよう、より学校や県との連携を進め、充実を図ります。

地域保健、小中学校の学校保健担当者との連携を図るための会議を持ち、思春期の子どもたちの健やかな発達を協力して支援できるよう体制づくりを進めます。

<具体的支援策>

小学校で実施している保健教育

支援事業名	事業概要
4年生	発育、思春期 ・体の発育 ・思春期の体の変化
5年生	心の健康 ・心の発達 ・心の健康と体
6年生	病気の予防 ・病気の起こり方（エイズなど） ・たばこ、アルコール、薬物乱用の害

中学校で実施している保健教育

支援事業名	事業概要
1年生	心身の発達と心の健康

2年生	環境の変化に身体はどう対応するのか
3年生	健康な生活と病気の予防 ・病気の発生要因とその予防(喫煙、飲酒などと健康、エイズ)

小・中学校における思春期保健対策

支援事業名	事業概要
中学校における総合学習	中学生を対象に、保育園・幼稚園で、小さい子どもとのふれあいを実施します。
教育相談	悩みを抱えた児童生徒に対し、相談に応じます。
定期健康診断	学校において児童生徒の健康保持増進を目的として、身体状況の検査を毎年定期的に行います。

学校以外での思春期保健対策

支援事業名(担当課等)	事業概要
中学生と赤ちゃんとのふれあい体験事業 (保健医療課)	思春期の男女を対象に、赤ちゃんとのふれあう機会を提供し、小さい子への慈しみの気持ちや命の大切さを伝えます。
性教育の啓発 (保健医療課)	思春期における課題を乗り越え、児童生徒の将来にわたる健全育成を図るために、保健教育の一環として性に関する基本的知識の普及を行っていきます。

思春期保健推進のための体制づくり

支援事業名(担当課等)	事業概要
地域・学校保健担当者連絡会議 (保健医療課)	地域・学校・行政が相互の連携を図るため、思春期保健の問題点を共有し連携の可能性を探りながら情報交換を行っていきます。

(4) 小児医療の充実

① 現状と課題

本市の小児救急医療体制は、休日急患センターを平日夜間及び休日における一次救急医療の拠点とし、広域的な病院群の輪番制で深夜及び重症患者の診療にあたる二次救急医療、より高度で特殊・専門治療が必要な重篤患者を北里大学病院が受け入れる三次救急医療の各体制を整え、急病患者に的確に対応しています。

特に休日急患センターは近隣三市（座間市・綾瀬市・海老名市）の小児救急医療センターとして運営しており、これからの広域的な小児救急体制のモデル的事業として高く評価されています。

本市の基礎調査（「座間市次世代育成支援（子育て支援）に関するニーズ調査」）によると88%の方が「休日や夜間に受診できる医療機関を知っている」と回答しており、認知度は非常に高いものがあります。また、平成15（2003）年度の患者数を見ると、休日急患センターには5,642人、救急病院には1,407人の座間市民の方々が診療を受けています。

この小児救急医療体制を将来にわたって維持していくためには、絶対数の不足が危惧されている小児科医師の確保が大きな課題であり、今後、綾瀬市・海老名市及び医師会・協力医療機関との連携をさらに強めていく必要があります。

○ 休日や夜間にお子さんが病気になったときに受診できる医療機関を知っていますか

知っている	知らない	無／誤回答
88.0%	11.0%	1.0%

○ 平成15年度 居住地別患者数

区分	休日急患センター	比率	救急病院	比率
座間市	5,642人	47.6%	1,407人	28.7%
綾瀬市	2,118人	17.9%	1,085人	22.1%
海老名市	3,422人	28.9%	1,982人	40.4%
その他	667人	5.6%	433人	8.8%
計	11,849人	100%	4,907人	100%

② 施策の方向

広域的な連携のもと、小児が急病になった時にいつでも安心して受診できる小児救急医療体制の維持充実に努めます。

< 具体的支援策 >

小児救急医療体制（担当課等：保健医療課）

区分	診 療 日		診 療 時 間	診 療 場 所
一次	月曜日～金曜日 (平日夜間)		午後 7 時～10 時	座間市休日急患センター
	土曜日夜間		午後 6 時～10 時	
	休日	昼 間	午前 9 時～正午 午後 2 時～5 時	
		夜 間	午後 6 時～10 時	
	毎 夜 間		午後 10 時～翌朝 7 時	相模台病院 (座間市) 海老名総合病院 (海老名市)
二次	休日	昼 間	午前 8 時～午後 6 時	相模台病院 (座間市)
	毎 夜 間		午後 6 時～翌朝 8 時	海老名総合病院 (海老名市)
三次	毎 日		24 時間 対 応	北里大学病院 (相模原市)

- ※ 一次：初期治療、比較的簡易な治療に対応
 二次：手術や入院を要する治療に対応
 三次：より高度で特殊・専門医療が必要な重症患者の治療に対応

第3章 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

(1) 次代の親の育成

① 現状と課題

次代を担う今日の子どもたちは、「少子高齢社会」あるいは、「高度情報化社会」また、「価値観の多様化」等と評され、変化が激しく、複雑化した今日の社会状況の中においても確実にその成長の歩を進めています。

子どもたちは、その成長とともに独立心・好奇心が旺盛になり、行動範囲も年齢とともに広がっていきます。また、高度化、複雑化している社会状況は、座間市においても例外ではなく、子どもたちは、その成長とともに、家庭、地域、学校など子どもたちの日常のあらゆる生活場面において直接経験し、また、間接的にメディア等を通してさまざまな面で否応なく影響を受けながら生活しています。

このことによって社会全体がより便利で豊かになってきていると同時に、様々な点で子どもの生活に深刻な影響を及ぼしつつあることも現実の姿といわなければなりません。

次代を担う子どもたちが、将来にわたって子ども自身はもちろんのこと、その次の世代になっただ中でも今の子どもたちが安心して一社会人として、また、親としての責任を果たし、将来の子どもたちも健やかに成長していくことができるための環境の整備が強く求められているといえます。

② 施策の方向

次代を担う、子どもの健やかな成長をはかっていくため、座間市全体で温かく見守っていくという視点から家庭・地域・学校との連携を深めながら取り組んでいきます。

<具体的支援策>

支援事業名 (担当課等)	事業概要
赤ちゃんとのふれあい体験 (保健医療課)	思春期の男女に、赤ちゃんに触れ合う機会を提供し、小さな子どもへの慈しみの気持ちやいのちの大切さを教えます。

(2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

① 現状と課題

今日の学校教育に求められていることとして、学力と同時に他人を思いやることなど心の教育が強く求められています。学力面においては、基礎学力の定着と同時に、個々の児童生徒の教育的ニーズに応じた支援が大切であるとされています。こうした事からもこれまで以上により質の高い教育が展開される必要があります。

学校においては、学習指導要領に基づいた教育計画の下、「確かな学力」の育成をめざすとともに、地域の特色を学校教育の中に積極的に生かしていくため、関係機関の協力の下、保護者・地域とも連携をはかりつつ、取り組んで行く必要があります

② 施策の方向

学校教育においては、基礎・基本の定着を図るとともに、1学級に複数の教師が指導にあたるT・T（ティーム・ティーチング）や少人数指導などをはじめとする指導法の工夫と改善を図り、きめ細かな指導の下に「確かな学力」及び「豊かな心」の育成を図っていくために学習環境の整備等に取り組みます。

また、保護者・地域との連携を深めながら総合的な学習の時間における学習内容への地域の特色を生かしたカリキュラムの作成や、国際理解教育の推進などをめざします。

幼児教育においては、市内の幼稚園あるいは、市内の保育園との協力を得つつ、相互の交流のさらなる充実をめざします。

<具体的支援策>

支援事業名（担当課等）	事業概要
小中学校における「心の教育」の推進 (教育指導課)	豊かな心をはぐくむため、指導方法や指導体制の工夫改善等を進め、子どもの心に響く道徳教育の充実を図るとともに、ふれあい教育、福祉教育、さらに人権・同和教育を推進します。
学校評議員制度の展開 (教育指導課)	地域及び家庭と学校との連携・協力を図り、それぞれの学校が、地域に根ざした特色ある学校となるように、市内の小中学校すべてで実施している学校評議員制度を、一層展開します。

障害のある児童生徒への支援の推進 (教育指導課)	小中学校における特別支援教育の推進、養護学校との連携の促進、さらにノーマライゼーションの視点に立った教育により、障害のある児童生徒への支援を推進します。
外国人英語指導助手派遣事業 (教育指導課)	小学校11校に2人、中学校6校に3人の外国人英語指導助手を派遣し、各学校における英語教育及び国際理解教育を推進します。
障害児介助員設置事業 (教育指導課)	市内の小中学校の障害児学級に在籍している児童生徒のうち、重度の障害があり、学校生活における介助が必要な児童への生活面での介助などの支援を行います。
外国籍児童生徒の日本語指導員 (教育指導課)	市内小中学校に在籍している児童生徒で、外国籍の児童生徒のうち、日本語の指導が必要な児童生徒に日本語の指導を行います。
部活動指導協力者派遣事業 (教育指導課)	中学校の部活動の指導者として、学校の部活動の指導の充実をはかります。
幼稚園就園奨励費補助 (教育管理課)	認可幼稚園に子どもを通園させている保護者の経済的負担を軽減するとともに、幼児教育の振興に役立てるため、就園奨励費補助金を支給します。

<関連する支援策>

関連事業名 (担当課等)	事業概要
性感染症予防普及講演会 (教育指導課)	性感染症について、中学生を対象に、病気と予防についての性に対する正しい情報の提供を行います。
思春期保健講座 (教育指導課)	思春期特有の心や身体の問題、性に関する不安や悩みに対する個別相談とともに、思春期保健関係者や保護者に集団指導を実施し、理解を広めます。
未成年者の喫煙防止・分煙対策推進事業 (教育指導課)	未成年者の喫煙防止、受動喫煙の害の減少、防止にむけた環境作りを進めます。

(3) 家庭や地域の教育力の向上

① 現状と課題

子どもが安心して学び育っていくためには、学校施設や公共施設の補強整備をはじめ、子どもを含めて利用する地域住民のニーズと多くの市民の参加の下に取り組みを進める必要があります。

学校をはじめとして公民館、児童館、コミュニティーセンター等公共機関の取り組みと連携しつつ、家庭、地域、学校・行政が一体となった取り組みの中で、子どもはもちろん保護者・地域を含めた教育力の向上が強く求められています。また、子どもたち自身が、将来家庭を築き、子どもを生き育てる事の大切さを理解できるようにすると同時に、親として、一社会人としての自覚と責任を持った大人に育っていく事が強く望まれることから、家庭教育をはじめとする地域の教育環境の整備を進めていくことを通して、地域のつながりを深めると同時に、地域文化の継承をはかるなどの活動を通して、地域全体の教育力の向上をはかっていく必要があります。

② 施策の方向

子どもたちが、自然環境を含めて自分たちが生活する地域とのつながりを大切にすることを育み、地域の担い手として成長していくことが求められることから、保護者・地域の協力と参加を得て、個々の家庭が子育てについて孤立することなく安心して子育てができる環境の一層の充実に取り組みます。

地域や学校、公民館、コミュニティーセンターなどをはじめとする関係機関が子育てに関わっていく際には、「子どもは地域全体で支援していく」という視点に立って進めていきます。

<具体的支援策>

支援事業名 (担当課等)	事業概要
公民館学級・講座開設事業 (生涯学習推進課)	公民館開設事業(学級、講座)のなかで、「公民館コンサート」、「自然と触れ合う体験学習」、「街を探検して地域を知る講座」、さらに「おはなし会」を開催するなど、親や地域の人々とともに学ぶ機会を設け、家庭や地域の教育力の向上に努めます。
「ざま遊友クラブ」の実施	さまざまな遊びをとおして、異年齢間の交流や地域の方々と接する機会、体験の場である「ざま遊友クラブ」を実施することにより、家庭や地域と子どもとの関わり

(青少年課)	を深めます。
子育てサロン (生涯学習推進課)	子育て中の母親たちが気楽におしゃべりができる「場」を提供して、気楽に参加できる集まりの場とし、友達づくりを推進します。
図書室の集い (生涯学習推進課)	いろいろな本の紹介やお話を通し、図書室を広く知り、利用してもらえるよう、集いを開催します。
読書普及活動 (図書館、生涯学習推進課)	市内全域に図書館サービスを図るため、図書館、公民館図書室において、直接利用が困難な地域に移動図書館を設置しています。 小学校5校、児童遊園地、児童館に設置して、読書普及活動を実施しています。また、小学校1校に、常設の出張図書館を設置して、読書普及活動を展開しています。
としょかんたんけんたい (図書館)	図書館における図書の利用だけでなく、図書館の機能、整理、保存等の部門について子どもたち（小学生）に理解してもらい、より図書に興味を持ってもらうために毎年定例的に実施していきます。
座間市子ども読書推進計画 (図書館、生涯学習推進課)	平成13（2001）年12月公布・施行された「子ども読書活動の推進に関する法律」、平成16（2004）年1月に制定・施行された「神奈川読書のススメ～神奈川県子ども読書推進計画～」に基づき、座間市における読書推進計画を作成するため、「座間市生涯学習推進調整会議」に議題として提案され、平成17（2005）年度中を目途に制定作業を進めています。
親子スポーツ対策事業 (スポーツ課)	親子のふれあい、健康増進を目標に「ふれあいピクニック」「ファミリーバドミントン大会」などを開催しています。 開催にあたっては、体育指導員の協力を得て実施しており、スポーツレクリエーション活動の普及的一面も持っています。
スポーツ少年団 (スポーツ課)	スポーツを通して、青少年の健全な身体と精神の育成を図り、団体の中での自主性、協調性を高めるための事業展開をしています。
市民プール開放事業	各小学校区単位に設置してきた市民プールは、一般市

(スポーツ課)	民に開放すると同時に、各プールで学校専用期間を設け、児童生徒の泳力向上に積極的に努めています。 また、2施設に幼児用プールを併設しています。
---------	---

(4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

① 現状と課題

地域の生活環境は、関係各機関の努力や地域の理解と協力によって年を追って整備されてきています。また、子どもたちの安全確保や教育環境の整備に関しても徐々に支援の輪も広がってきています。しかしながら、ここ数年来子どもたちが被害者となったり子どもたち自身がかかわったりする事件や事故の報道が後を絶ちません。また、環境の面では、地域によっては、書物や情報等の面で児童生徒に健全な成長に好ましくない影響を及ぼしかねない物が子どもの目に触れるところに氾濫している状況も見られます。

子どもたちの豊かな成長を期する意味からも早急に関係各機関との連携等を含めてこうした環境の改善に努力していく必要があります。

② 施策の方向

地域ばかりではなく社会全体がめまぐるしく変化している中で、子どもたちをめぐる生活環境については、有用な情報が多い反面、好ましくない情報も同時に流布されています。また、そうした情報等は、子どもたちに深刻な影響を与えつつあります。

こうした現状に対して、今日の社会の中で育っていく子どもたちを取り巻く環境の整備については、現状を適切に把握していくと同時に、関係機関、学校、家庭、地域の連携と協力をもとにしながら進めていきます。

<具体的支援策>

支援事業名 (担当課等)	事業概要
有害看板の撤去 (青少年課)	各種団体の協力を得て、有害看板の撤去を行います。
薬物乱用防止街頭キャンペーンの実施 (青少年課)	各種団体の協力を得て、薬物乱用防止街頭キャンペーンを実施します。

第4章 子育てを支援する生活環境の整備

(1) 良好な居住環境の確保

① 現状と課題

子育て家庭において、子どもの健やかな成長だけでなく親も余裕のある子育てを行うために、特に多子世帯ではゆとりある居住空間の確保が望まれます。

また、安全で快適な居住環境の確保も望まれます。

② 施策の方向

ゆとりある居住空間を確保するために、公的住宅の供給に努めます。

また、市営住宅の安全性及び快適性の確保に努めます。

<具体的支援策>

支援事業名 (担当課等)	事業概要
公的住宅の供給 (建築・住宅課)	公営住宅と公社・公団住宅の整備促進の働きかけを行います。
市営住宅の安全性の確保 (建築・住宅課)	市営住宅のシックハウス対策等に努めます。

(2) 安心して外出できる環境、安心・安全な生活環境の整備

① 現状と課題

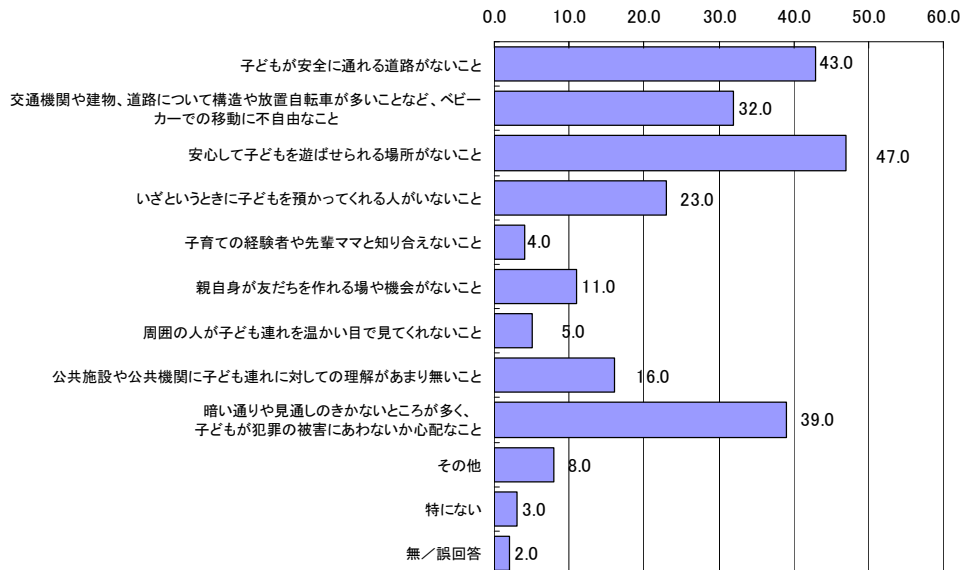
就学前児童のいる家庭への基礎調査（「座間市次世代育成支援（子育て支援）に関するニーズ調査」）によると、「子どもが安全に通れる道がない」、「安心して子どもを遊ばせられる場所がない」、「交通機関や建物・道路についてベビーカーでの移動に不自由なこと」などを多くの人が挙げており、安心して子どもを育てるためには、子ども連れや妊婦、ベビーカーなどを使用する人達が通行しやすい安心して外出できるまちづくり、安全な生活環境が必要です。

また、子どもだけで行動する時など、交通事故や犯罪の被害に遭わない対策が必要です。

子育てを行っていて、特に困ること、困ったことは次のうちどれですか。

複数回答（3つまで） (%)

n=2271

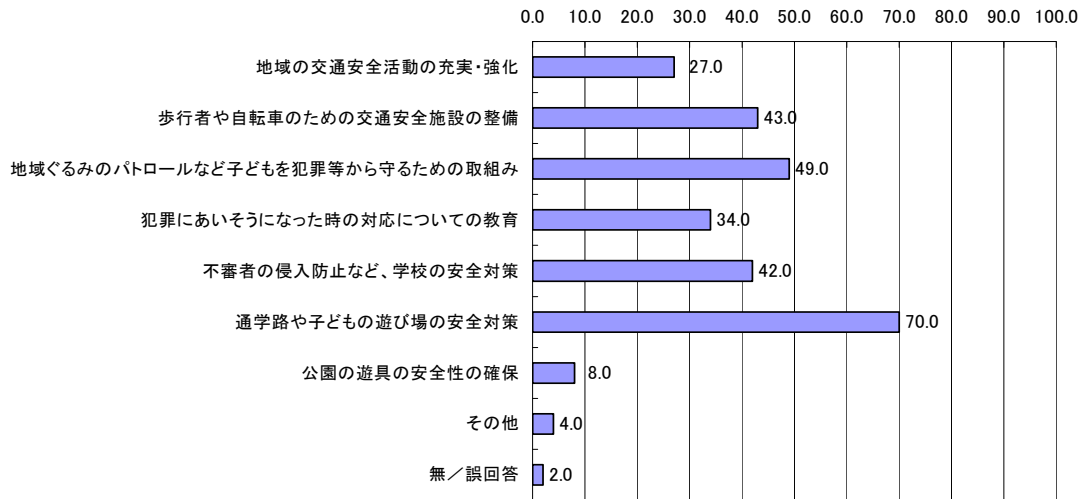


「座間市次世代育成支援行動計画基礎調査報告書<就学前児童>」より

子どもの安全を守るために、特に重要と思われることは何ですか。

複数回答（3つまで） (%)

n=1561



「座間市次世代育成支援行動計画基礎調査報告書<就学児童>」より

② 施策の方向

子育て世帯などの移動の円滑化を図るため、歩行空間の確保などにより、誰でも利用しやすいまちづくりを推進します。

また、公的建築物、公共交通機関等のバリアフリー化、公園などの遊び場の安全対策を関係機関と協働して推進し、これらの情報を子育て世帯への提供に努めます。

さらに、交通安全運動の実施などにより、交通事故の抑制に努めるとともに、安心して外出できるように、防犯灯などの整備の推進、防犯に関する普及啓発活動の実施などにより犯罪の防止を図り、子ども達が被害に遭わないよう安心して外出できる地域社会の形成を推進します。

<具体的支援策>

支援事業名（担当課等）	事業概要
公的建築物のバリアフリー化 (建築・住宅課)	関係機関と協働してバリアフリー化を推進します。
道路改良事業 (道路整備課)	既存道路を改良することにより、交通の安全と円滑化を図り、誰でも利用しやすいまちづくりを推進します。
総合交通対策事業 (道路整備課)	交通安全総点検結果を踏まえ、道路施設等の改善を行い交通の安全性を高めます。
道路維持管理事業 (道路整備課)	道路パトロールを行い、道路の舗装の劣化した箇所の改善、道路雨水排水の改善、道路施設の緊急修繕を行い、交通の安全と円滑化を図り、誰でも利用しやすいまちづくりを推進します。
交通安全施設整備事業 (道路整備課)	照明灯、道路反射鏡、ガードレール及び警戒標識を設置し、交通の安全と円滑化を図り、誰でも利用しやすいまちづくりを推進します。
公園等整備事業 (公園緑政課)	公園等の整備を計画的に行い、身近な公園づくりを推進します。
公園等維持管理事業 (公園緑政課)	既設公園等の維持管理等を行い、安全で利用しやすい公園づくりを推進します。
公園等施設点検事業 (公園緑政課)	既設公園等施設の点検を行い、誰でも安心して利用できる施設づくりを推進します。
防犯啓発活動 (安全対策課)	座間警察署、市、防犯関係団体と協力して毎月2回の防犯パトロールの実施や専門指導員による子どもを対象とした防犯教育の実施に努めます。
防犯灯の設置・管理 (安全対策課)	犯罪抑止の観点から防犯灯の設置・維持管理を行っており、夜間の交通安全と防犯に努めます。

第5章 職業生活と家庭生活との両立の推進

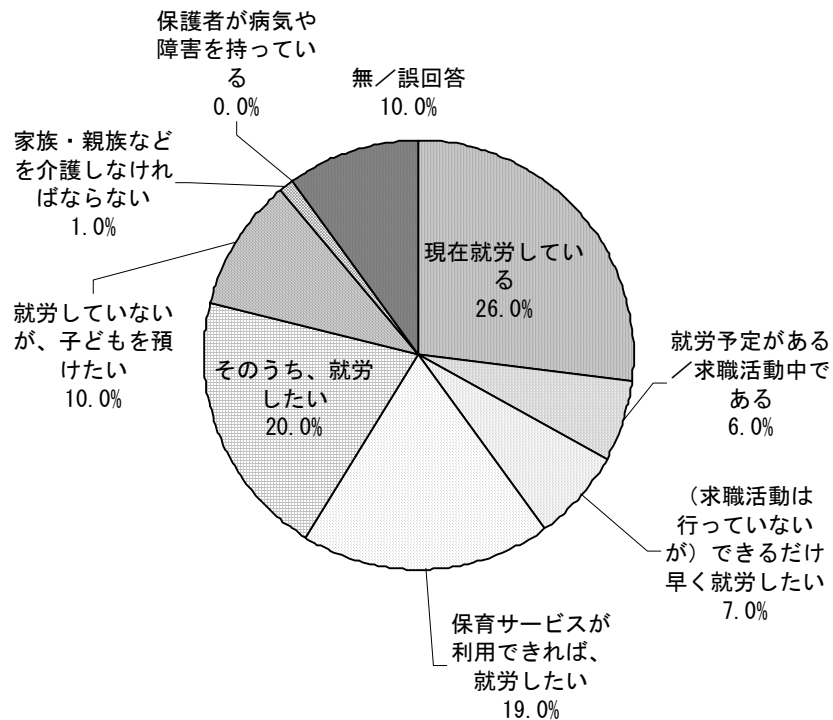
(1) 仕事と子育ての両立の推進

① 現状と課題

近年、家族の多様化、小規模化が進む中で、家庭で子育てに当たる親、特に母親の負担が増加しています。座間市でも子育てを主に行っているのは、母親が就学前95% 就学後92% となっています。座間市で共働きの家庭は、就学前25%にとどまっており、就学後では46%に増加しています。子どもが小さいうちは子育てに時間がとられることが大きいことが考えられ、就労している母親が少ない状況です。平日の保育サービスを利用希望している人は、53%に達しています。現実には、子育てと仕事が両立できていない現状があると考えられます。

平日の保育に関するサービスを利用したい方で、ふだん主に該当のお子さんの面倒をみている方に、円グラフのような事情があります。

n=1210



「座間市次世代育成支援行動計画基礎調査報告書<就学前児童>」

保育サービスは、延長保育や休日保育など、充実してきていますが、3歳未満児の保育希望の待機者が多くいます。子育てをしながら仕事も両立できる社会づくり、環境整備が必要ではないでしょうか。

また、職場における子育て支援は、育児休業の取得など基盤整備されてきていますが、厳しい社会経済状況もあって難しい状況にあると思われます。厚生省が行った住民アンケート調査では、「仕事と子育ての両立のための雇用環境の整備」の分野では、子どもを持ちたいと思えるようになるためには、「育児休業給付金額の充実」53.1%、「子育てのための時間が確保できる職場環境」51.8%、「会社による職場復帰の支援」40.6%が特に充実が望まれていました。座間市としても地域の事業者に対して、子育てをしながら働く人のための制度などを普及・啓発していく必要があります。

② 施策の方向

働きながら子育てをしている人が、職場において働きやすい環境となるように子育て支援の制度の普及、啓発を事業者に対して行っていきます。また、休日保育やファミリー・サポート事業などの子育て支援制度をいっそう充実させていきます。

<具体的支援策>

支援事業名（担当課等）	事業概要
職業生活と家庭生活の両立のための広報・啓発事業 （商工観光課、子育て支援課）	仕事と子育ての両立に向け、国・県等と連携を図りながら働きやすい環境整備及び啓発に努めます。

<関連する支援策>

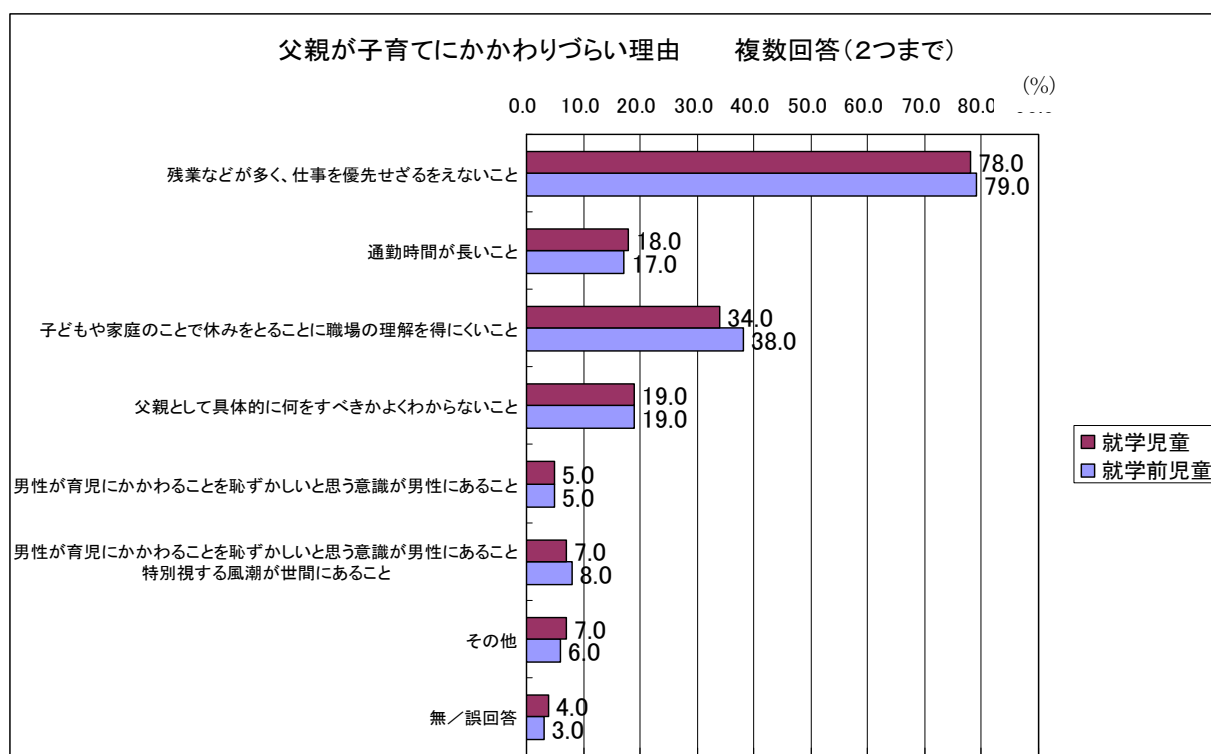
関連事業名（担当課等）	事業概要
ファミリー・サポート事業 （子育て支援課）	地域において育児の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、会員同士で相互援助活動を行います。
通常保育事業 （待機児童の解消） （子育て支援課）	民間保育園の定員増（1園）と公立保育園への保育士加配により、受け入れ可能児童数を増加させ、待機児童の減少、解消を目指します。
延長保育事業 （子育て支援課）	19時を越える延長保育について、充実を目指します。
休日保育事業 （子育て支援課）	日曜日や祝日も勤務する保護者のための「休日保育」の充実を目指します。

<p>保育園等における「特定保育」の実施 (子育て支援課)</p>	<p>保護者の労働などの理由により、相当程度の日・時、家庭において保育されることに支障が生じる乳幼児を保育する「特定保育」の実施を目指します。</p>
<p>「病後児保育」の実施 (子育て支援課)</p>	<p>保育園に通園中の児童等が病気の「回復期」であり、集団保育の困難な期間、その児童を保育園・診療所等で保育する「病後児保育」の実施を目指します。</p>
<p>「児童ホーム」の実施 (子育て支援課)</p>	<p>家庭において保育されることが困難な児童を保育する「学童ホーム」の充実を目指します。なお、保育間の拡大についても検討いたします。</p>
<p>子育てフェスティバル (生涯学習推進課)</p>	<p>子育て支援、子育て中の親の連携、情報交換、学習の場の提供をします。</p>
<p>母と子が共に育つ教室 (生涯学習推進課)</p>	<p>家庭教育・子育て支援等の基礎学習をします。</p>
<p>幼児を持つ母親学級 (生涯学習推進課)</p>	<p>子育てについての学びと共に母親の自立を目指します。</p>
<p>幼児を持つファミリー学級 (生涯学習推進課)</p>	<p>子育て中の母親・父親たちの仲間作りと自立を目指します。</p>
<p>こころの育児さろん (生涯学習推進課)</p>	<p>妊娠中や乳幼児を持つ親を対象に育児不安の解消や仲間作りのための講座を開催します。</p>
<p>子育てサロン (生涯学習推進課)</p>	<p>乳幼児を持つ親のためのサロン。自由参加。</p>
<p>なかよしベビークラス (保健医療課)</p>	<p>新しいお友達をつくりたいお母さんの教室です。</p>
<p>育児相談 (保健医療課)</p>	<p>乳幼児期に育児上起こる問題、疑問、心配事等に対して保健師、栄養士が相談及び助言を行います。</p>
<p>母親父親教室 (保健医療課)</p>	<p>初めて出産される方とその夫。妊娠20週～31週までの方。「栄養のお話、妊娠中の生活、赤ちゃんとのふれあい体験」等。</p>
<p>新生児訪問 (保健医療課)</p>	<p>赤ちゃんが生まれてから2か月以内に、育児や授乳のことで不安がある場合、助産師、保健師が訪問します。</p>
<p>子育て支援センター事業 (子育て支援課)</p>	<p>未就園児等の子育てをしている保護者等を対象に、子育て家庭が抱える育児不安等についての相談指導、子育てサークル等の育成支援を行います。</p>

(2) 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し

① 現状と課題

共働き家庭の割合が増加していく中で、男性の家庭内での育児に関する割合は大きくなっています。しかしながら、本市の基礎調査（「座間市次世代育成支援（子育て支援）に関するニーズ調査」）によると、父親が子育てにかかわりづらい一番の理由として、「残業などが多く、仕事を優先せざるをえないこと」となっています。就学前、就学児童ともに、約80%と高い割合になっています。



「座間市次世代育成支援行動計画基礎調査報告書」

このようなことから、男は仕事、女は家庭といった性別役割分業観を是正し、男女が仕事も家庭も共に分担しながら多様な生き方や働き方が選択できる社会への改革が求められています。

また、「子育て支援」という言葉が、子育て中の家庭や出産を望む女性への心理的負担につながらないよう注意し、子育てをすることによって得られる喜びを再確認してもらえるような機会を提供する等の配慮も重要です。

座間市の母親父親教室の父親参加率は、28.8%と年々増加し、父親の意識も変わりつつあるものと考えられます。そのためにも、今後、父親対象の育児教室の充実、家庭教育学習の開催など、今後の男性の働き方の見直しに取り組む必要があります。長時間労働の解消、育児休業の取得奨励、育児期間後の復職の保障など、次世代育成のための啓発活動を進めていくことが求められています。

② 施策の方向

男女ともに充実した家庭生活を送るために、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにするとともに、「働き方の見直し」を進めることが必要です。このため、労働者、事業主、地域住民等の意識改革を働きかけていき、啓発、研修、情報提供等について、国、県、関係団体等と連携を図りながら、積極的に推進していきます。

<具体的支援策>

支援事業名（担当課等）	事業概要
多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直しのための広報・啓発事業 (商工観光課、子育て支援課)	多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直しに向け、国・県等と連携を図りながら働きやすい環境整備及び啓発に努めます。

<関連する支援策>

関連事業名（担当課等）	事業概要
幼児を持つファミリー学級 (生涯学習推進課)	子育て中の母親・父親たちの仲間作りと自立を目指します。
子育てサロン (生涯学習推進課)	乳幼児を持つ親のためのサロン。自由参加。
お父さんと遊ぼう (スポーツ課)	子どもとスポーツやゲームを通して親子のふれあいを目指します。
育児相談 (保健医療課)	乳幼児期に育児上起こる問題、疑問、心配事等に対して保健師、栄養士が相談及び助言を行います。
母親父親教室 (保健医療課)	初めて出産される方とその夫。妊娠20週～31週までの方。「栄養のお話、妊娠中の生活、赤ちゃんとのふれあい体験」等。
父子健康手帳の交付 (保健医療課)	初めて父となる人に対して母子健康手帳交付時に併せて交付します。
新生児訪問 (保健医療課)	赤ちゃんが生まれてから2か月以内に、育児や授乳のことで不安がある場合、助産師、保健師が訪問します。

乳幼児健康診査 (保健医療課)	身体の発育状況の確認と栄養・保健に関する相談を実施します。
--------------------	-------------------------------

第6章 子ども等の安全の確保

(1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

① 現状と課題

市内の交通環境は、高齢化社会の進展等、道路交通を取りまく状況は極めて厳しく、「くるま社会」を反映して、今後も交通事故は増加することが予想されます。

このような情勢の中、交通安全意識高揚のための対策を引き続き推進する必要があります。

本市の実施した基礎調査（「座間市次世代育成支援（子育て支援）に関するニーズ調査」）によれば、「通学路や子どもの遊び場の安全対策」（70%）が上位にランクされています。交通安全対策として、学童交通安全指導員等による子どもを対象とした交通安全教室や、交通安全映画会など、わかりやすい指導に努めるとともに、子どもが交通事故被害に遭わないよう、市民一体となった交通安全対策の推進が必要です。

② 施策の方向

幼児期からの交通安全教育の必要性を重視し、交通ルールやマナーを体験的に身に付けさせるために、幼稚園・保育園児への交通安全教室を実施するとともに、小中学校においては、教育活動を通じて道路の歩行と横断の仕方、自転車の安全な乗り方、乗り物の安全な利用、身近な交通安全施設や交通規制について指導していきます。

また、交通安全教育が日常の生活に密着した教育として行われるよう、家庭、地域等における交通安全講習会等の開催を促し、各種行事や学習の場での安全教育が実施されるよう推進します。

<具体的支援目標>

支援事業名（担当課等）	事業概要
子どもの交通安全教育 (安全対策課)	小学校等において、交通安全教室や自転車乗り方教室を実施し、子ども自身の交通安全意識の高まりに努めます。
啓発物等の配布 (学校教育課)	新入学児童へ黄色い帽子やランドセルカバーの配布を行い交通事故等からの安全を図ります。

学童交通安全指導員の配置 (安全対策課)	通学路に学童交通安全指導員を配置し、子どもの交通安全指導等に努めます。
-------------------------	-------------------------------------

(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

① 現状と課題

近年、子どもの連れ去り事件や不審者に追いかける等の子どもが被害者となる犯罪が増加しています。本市の基礎調査（「座間市次世代育成支援（子育て支援）に関するニーズ調査」）によれば、実際に犯罪の被害にあったことはない（89%）が、就学前児童では「暗い通りや見通しのきかないところが多く、子どもが犯罪の被害にあわないか心配である」（39%）、就学児童では重要なこととして「地域ぐるみのパトロールなど子どもを犯罪から守るための取組み」（49%）が上位にランクされるなど、日常生活での安全確保が求められています。

② 施策の方向

子どもを犯罪等の被害から守るため、学校では児童・生徒の安全指導の徹底を図るとともに、地域においては各中学校区の青少年健全育成団体と地域住民の協力のもとに「子ども110番の家」事業を推進し、警察等関係機関との情報交換や迅速な犯罪等の情報提供と対応に努めます。

また、警察、市、教育委員会とそれぞれの行政機関に属するボランティア等の関係団体の協力体制の下、市内全域の防犯パトロールを実施し、犯罪等の被害にあわないよう啓発活動に取り組んでいきます。

今後はこれらの取組をより一層充実させていくと同時に各関係機関の連携・調整を十分に図っていきます。

<具体的支援目標>

支援事業名（担当課等）	事業概要
防犯啓発活動 (安全対策課)	座間警察署、市、防犯関係団体と協力して毎月2回の防犯パトロールの実施や専門指導員による子どもを対象とした防犯教育の実施に努めます。
防犯灯の設置・管理 (安全対策課)	犯罪抑止の観点から防犯灯の設置・維持管理を行っており、夜間の交通安全と防犯に努めます。

<p>街頭補導活動</p> <p>(青少年課)</p>	<p>青少年の非行防止のため、専門補導員による毎日の街頭パトロールや青少年補導員の地区街頭パトロール等を実施します。また、子どもの健全な成長を支えるため街頭キャンペーンを実施します。</p> <p>これら非行防止のため、地域や各関係機関との連携を強化し、防止活動の充実に努めます。</p>
-----------------------------	--

(3) 被害に遭った子どもの保護の推進

① 現状と課題

様々な形で防犯対策に取り組みますが、それでも犯罪の被害にあった子ども（あいそうになった子ども含）は基礎調査（「座間市次世代育成支援（子育て支援）に関するニーズ調査」）によれば9%います。被害によって受けたダメージの軽減や短期間での立ち直りをバックアップするために、適切な助言など一層の支援体制を取る必要があります。

② 施策の方向

犯罪、いじめ、児童虐待等の事件・事故の被害に遭った子どもや家庭に対して、各種相談機関が連携して相談・支援を行い、心のケアに取り組んでいきます。

これらの相談・支援事業をより充実させるために、相談員等の資質の向上、各種相談機関（児童相談所、少年相談・保護センター、市役所、青少年相談室等）が連携を取りながらお互いに情報収集・情報提供や協力体制を推進していきます。

<具体的支援目標>

支援事業名（担当課等）	事業概要
<p>相談事業活動</p> <p>(青少年課)</p>	<p>心理相談員を中心とする相談員が、電話や面接による相談を行うとともに、各種相談機関と連携して被害に遭った子どもの支援活動を推進する。</p>

第7章 要支援家庭への対応などきめ細かな取組の推進

重点目標：特別なニーズに対応したきめ細かな支援

(1) 児童虐待防止対策の充実

① 現状と課題

近年、新聞・テレビ等で報道される児童虐待の事例に見られるとおり、児童虐待は大きな社会問題であり、この防止対策は、大変重要です。

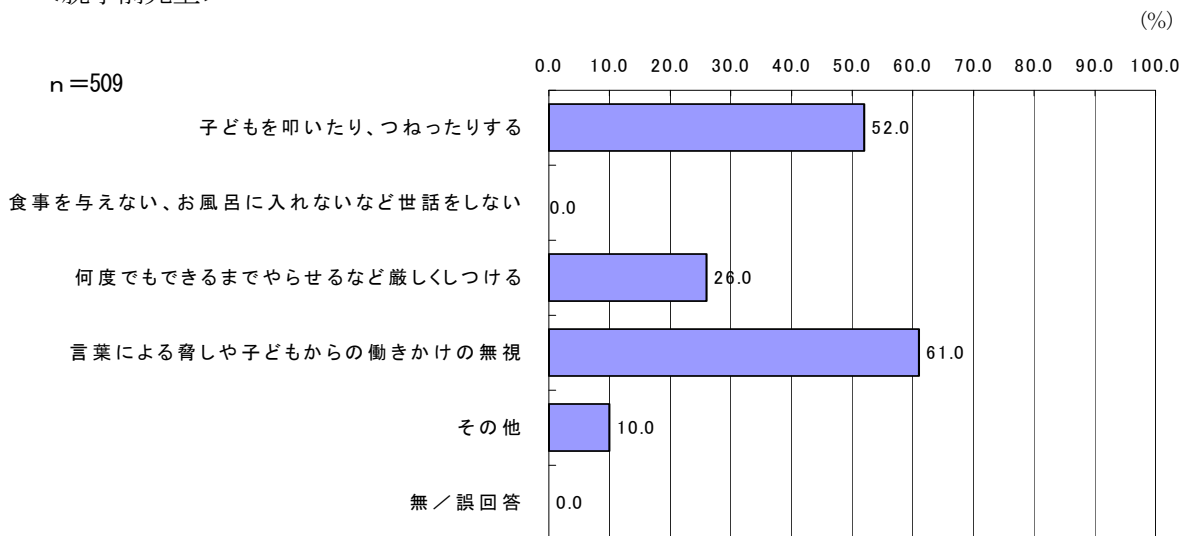
第1回児童虐待の防止等に関する専門委員会（平成14（2002）年12月3日）の資料では、児童虐待発生件数は年3万5千件程度と推計されています。

また、座間市の基礎調査（「座間市次世代育成支援（子育て支援）に関するニーズ調査」）によれば、自分は、子どもを虐待していると思うことがある、または、時々あると答えた就学前児童のいる家庭については23.0%であり、就学児童のいる家庭については、21.0%であり、本市においても取組を進める必要があります。

本市の基礎調査（「座間市次世代育成支援（子育て支援）に関するニーズ調査」）において、子どもを虐待していると思うことが、「1. よくある」、「2. 時々ある」と答えた方への質問。

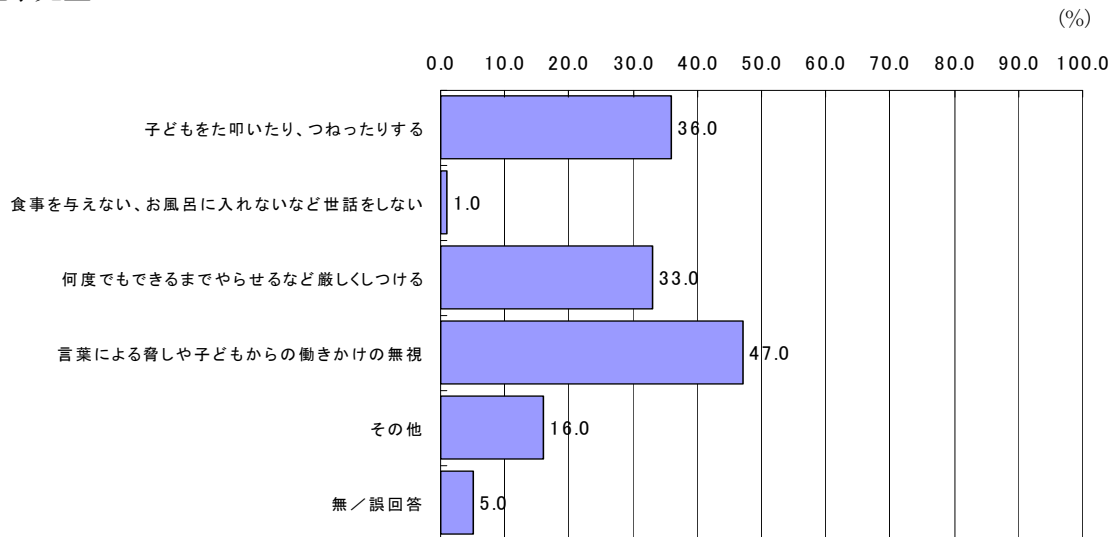
子どもを虐待していると思うのは、どのような時ですか。複数回答(2つまで)

<就学前児童>



「座間市次世代育成支援行動計画基礎調査報告書<就学前児童>」

<就学児童>



「座間市次世代育成支援行動計画基礎調査報告書<就学児童>」

こうした傾向は、全国・神奈川県とも、増加傾向にあり、また、相談に至っていない潜在化しているケースも少なくないことが他の調査で指摘されています。

また、虐待死亡事例のうち乳児死亡は40%（厚生労働省まとめ）、保健活動から把握する被虐待児は6か月未満が35%（2000年3月厚生科学研究報告書）と虐待を受けた子どもは6か月未満の子どもが多く、保健師等の専門職が虐待リスク（若年・経済問題あり・未婚等）のある家庭へ妊娠中から2歳まで定期的に家庭訪問を行ったケースは虐待発生率が4%と、行わなかったケースは虐待発生率が19%などと生活指導を続けた結果、虐待抑制効果を証明したというアメリカの報告などがあります。

アダルト・チルドレンのように次世代に連鎖させないために子どもの保護だけではなく保護者のケアこそ重要な要素として、虐待の予防・早期発見・早期対応と関係する機関等とのより一層の連携が求められています。

② 施策の方向

虐待の防止・早期発見・早期対応のためには、市の児童福祉担当課のみではなく、母子保健・保育園・幼稚園・学校・医療機関・警察など、子どもを取り巻くすべての関係者・機関が注意深く見守るとともに、連携する必要があります。

そこで、座間市では、児童虐待防止ネットワークにより、子どもを取り巻くすべての関係者・関係機関が、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、必要な支援が手遅れにならないよう、迅速に連携していますが、この児童虐待防止ネットワークについては、児童福祉法の改正（第25条の2等）により、地方公共団体に要保護児童対策地域協議会を置くことができることとされたこととともない、その機能を、「座間市要保護児童対策協議会」に移行させることを予定しています。

また、現代的な子育てに対するプレッシャーに耐えられずに起こる虐待が増加してくると思われ、児童虐待は「いつでも」「どこでも」「どんな人でも」起こりうるという認識のもと、精神的に、子育てに対して負担に感じている保護者が、その精神的な負担による不安や不満を、相談することができるように、「子育て支援センター」を設けており、引き続き実施します。

さらに、平成17（2005）年度から、児童福祉法の改正により、児童相談の第一義的な窓口が市町村となることにともない、本市においても、専門相談員を配置し、より適切なアドバイスができるように新たに事業を展開する予定です。

そして、虐待を認めない社会づくりをめざします。

ライフステージごとの取組の方向性

ライフステージ	取組の重点
思春期	親になるための準備期として捉え、命の尊さを学び、親と子の関係について考える機会をつくります。学校教育との連携により性教育の充実を図ります。
妊娠期	出産・育児に向けての早期かつ一貫した支援に努めます。 必要な知識、技術の提供により、安全な妊娠、出産に結び付き、自信が持てるための支援をします。子どもの誕生を楽しみに受け止められるよう、親としての自覚や役割の認識を高め、子育てに必要な基本的信頼感と自己肯定感を培うことの大切さを伝え、個に合った家族を単位とした支援に努めます。
出産・新生児期	親子の生活が大きく変化し、心身ともに大変な時期でありながらも、育児が前向きにでき、子どもの誕生を喜びと感じられるように支援し、不安の解消に努めます。
乳児期	不安の多い乳児期は特に、各種セミナー・相談事業を豊富に開催し、親等の養育者の孤立を予防しつつ、健康診査を含めた一連の事業の中で、継続的な支援に努めます。

< 具体的支援策 >

- ・地域の連携、専門相談

支援事業名（担当課等）	事業概要
座間市児童虐待防止ネットワーク（「座間市要保護児童対策協議会」に移行予定） （子育て支援課）	関係者・機関による座間市児童虐待防止ネットワーク（「座間市要保護児童対策協議会」に移行予定）を開催し、必要な支援のための連絡調整を行います。このネットワークには、年2回程度開催の「代表者会議」のほか、担当者による「実務者会議」と各ケースごとの「個別ケース検討会議」を随時開催し、児童虐待の防止と迅速な対応に努めます。
児童相談 （子育て支援課）	児童福祉法の改正により、児童相談の第一義的な窓口が市町村となることにともない、専門相談員を配置し、より適切なアドバイスができるようにします。
「短期入所生活援助（ショーステイ）事業」の実施 （子育て支援課）	保護者が病気などの理由で、家庭における児童の養育が困難になった場合、児童養護施設等で一時的に養育する「短期入所生活援助（ショーステイ）事業」の実施を目指します。 未実施／H18年度 → 1か所／H21年度

・健康診査の機会の活用

支援事業名（担当課等）	事業概要
乳幼児健診 （4か月～3歳6か月までの計5回） （保健医療課）	各月齢・年齢に応じた発育・発達を確認し、子どもの健康の保持増進や成長の促進を支援します。また、虐待の予防、早期発見・早期対応に努めます。

・健康教室の機会の活用

支援事業名（担当課等）	事業概要
育児グループ支援事業「なかよしベビークラス」 （保健医療課）	3～4か月児の親子を対象に、ふれあい遊び等を通して仲間作りの支援を行ない、虐待の予防、早期発見・早期対応にも努めます。
離乳食育児教室「赤ちゃん教室」「もぐもぐ教室」 （保健医療課）	概ね5～8か月児の親を対象に、離乳食の進め方や育て方についての知識と理解を深められるよう支援し、虐待の予防、早期発見・早期対応にも努めます。
1歳児むし歯予防教室「歯っぴいバースディ教室」 （保健医療課）	1歳児の親子を対象に、実習を通して歯磨きの方法やむし歯予防についての知識と理解を深められるよう支援し、虐待の予防、早期発見・早期対応にも努めます。
乳幼児健診フォロー教室「わくわく教室」「すくすく教室」 （保健医療課）	概ね1歳6か月～3歳、3歳～就学前の親子を対象に、親子遊びなどの体験を通して親子関係を豊かにし、健全な発達を促す支援をします。また、虐待の予防、早期発見・早期対応にも努めます。

・健康相談の機会の活用

支援事業名（担当課等）	事業概要
妊娠届出・母子健康手帳の交付 (保健医療課)	保健医療課及び各出張所にて受理・交付しています。妊娠・出産についている不安や疑問に対応し、虐待の早期発見・早期対応にも努めます。
電話相談 (子育て支援課)	保育園・子育て支援センターでの電話相談も含めて、親の抱える育児上の疑問・不安・心配ごとに対して随時電話による相談を受け、育児支援を行ないます。また、虐待の予防、早期発見・早期対応にも努めます。
育児相談 (保健医療課)	身体計測と乳幼児期の心配・疑問・問題点について相談を受け、母親が自信と主体性を持って育児できるよう支援し、虐待の予防、早期発見・早期対応にも努めます。
発達相談 (保健医療課)	乳幼児期の運動発達面での心配ごとに対して理学療法士が相談を受け、発達を促す助言をしています。また、虐待の予防、早期発見・早期対応にも努めます。
親子相談 (保健医療課)	子どもの発達やかかわり方についての心配に対して適切な助言を行い、親の不安を軽減し、子どもの発達を促す支援をします。虐待の予防、早期発見・早期対応にも努めます。
ことばの相談 (障害福祉課)	ことばに関するいろいろな問題について言語聴覚士が相談を受け、発達を促す助言をしています。また、虐待の予防、早期発見・早期対応にも努めます。
子育て支援センター事業 (子育て支援課)	子育ての心配や不安の相談に応じて、安心して子育てができるよう支援するとともに、虐待の予防、早期発見・早期対応に努めます。

・訪問指導の機会の活用

支援事業名（担当課等）	事業概要
新生児訪問指導 (保健医療課)	生後2か月以内の乳児と母親を対象に訪問し、育児や授乳に関する不安や心配を解消して子どもの発育・発達を支援するとともに、虐待の予防、早期発見・早期対応にも努めます。

乳幼児訪問指導 (保健医療課)	<p>新生児訪問指導、乳幼児健康診査、育児相談などにより保健指導が必要と思われる親子を対象に、母親の育児支援と子どもの発育・発達の支援をします。</p> <p>養育困難や児童虐待の疑いのあるケースへも訪問を行なっています。</p>
------------------------	---

<関連する支援策>

・健康診査の機会の活用

関連事業名 (担当課等)	事業概要
妊婦健康診査 (保健医療課)	妊婦の健康管理として妊娠中2回の健診費用を援助することで、順調な妊娠・出産を支援します。

・健康教室の機会の活用

関連事業名 (担当課等)	事業概要
思春期保健対策「中学生と赤ちゃんのふれあい体験」 (保健医療課)	中学生を対象に赤ちゃんに触れ合う機会を提供し、小さい子への慈しみの気持ちや命の大切さを伝えます。
母親父親教室 (保健医療課)	4日間の教室を通して妊娠・出産・育児に関する知識や技術を習得し、親としての自覚・自信が身につくようにします。

・健康相談の機会の活用

関連事業名 (担当課等)	事業概要
出生連絡票受理 (保健医療課)	保健医療課窓口及び郵送にて受理しています。受理の際、新生児訪問の紹介や産後うつ病などの説明をし、必要な場合は訪問の連絡を取ったり、電話で相談を受けています。

(2) 母子家庭等の自立支援の推進

① 現状と課題

座間市のひとり親家庭の数は、離婚の増加などに伴い年々増加傾向にあります。国においても母子家庭の急増により財政が厳しくなりその状況に対応するため、児童扶養手当の改正がなされました。

神奈川県的生活保護受給者の内、母子世帯は6.5%（平成14（2002）年4月1日現在）、座間市の場合は、生活保護受給者の内母子加算を受けている世帯が10.2%（平成16（2004）年4月末日現在）となっています。母子家庭においては経済的な問題が大きく、父子家庭においては子どもの養育が容易でないことがあげられます。また、障害のある子どもを通園させながら就労している母親のケースなど、ひとり親の家庭は、抱えている困難が複雑に重なり合っていることなどから、総合的な対策を適切に実施し、子育ての負担を軽減していく必要があります。

② 施策の方向

ひとり親家庭は、母親・父親が家計の主たる担い手であると同時に、子どもの養育を一人で行わなければならない状況にあります。ひとり親家庭の母親は色々な意味で就労の困難さを、父親は子育てに困難さを持っています。

ひとり親家庭の自立支援のためには、安心して子どもが育てられること、そして、仕事との両立ができることが非常に重要であり、子育てや生活の支援、就労の支援、経済的な支援、そして自立を支援するということが特に必要であると考えられます。そして、自分の身の回りの全部を一人で行わなければならない忙しさの中で、よりきめ細かな情報提供ができるよう相談や情報の充実に努めます。

<具体的支援策>

・就業支援の促進

支援事業名（担当課等）	事業概要
母子家庭自立支援給付金事業の推進（子育て支援課）	母子家庭自立支援教育訓練給付金、母子家庭高等技能訓練促進費の給付により、雇用の促進を図ります。
事業主に対する啓発、雇用の促進	事業主に対する母子家庭の就労に関する母子家庭常用雇用転換奨励金の給付により、奨励金等の情報提供

(子育て支援課)	に努め、雇用の促進を図ります。
----------	-----------------

・子育てや生活の支援の充実

支援事業名 (担当課等)	事業概要
保育園 (子育て支援課)	母子家庭等ひとり親家庭の就労支援のため、入園の申し込みがあった場合、選考において、優先するなど、自立を支援します。(母子及び寡婦福祉法第28条)
児童ホーム(学童保育) (子育て支援課)	母子家庭等ひとり親家庭の就労支援のため、児童ホーム利用の申し込みがあった場合、選考において、優先するなど、自立を支援します。この児童ホームは、放課後帰宅しても保護者が家庭にいない小学生を対象として、小学校1～3年生のお子さんに授業の終了後、遊びや生活の場を提供するものです。
母子家庭等日常生活支援事業の推進 (子育て支援課)	疾病や就労支援のために、一時的に生活援助や保育サービスが必要な家庭に対し、家庭生活支援員を派遣します。
ファミリー・サポート事業 (子育て支援課)	子育ての援助を受けたい人と、子育ての援助をしたい人(支援会員)が集まって、お互いに助け合う事業。

・自立を促進する経済的支援の推進

支援事業名 (担当課等)	事業概要
ひとり親家庭等医療費助成事業 (子育て支援課)	ひとり親家庭等の生活の安定と、自立を支援するために、保険適用を受ける医療費の自己負担分を助成します。
上下水道料金の減免 (水道業務課、下水道課)	ひとり親家庭について、水道料金及び下水道使用料の一部を減免します。
児童扶養手当 (子育て支援課)	父母の離婚や父親の死亡などにより、父親と生計をともにしていない児童に手当を支給することにより、母子家庭等の生活の安定と自立の促進を図ります。
母子等福祉手当 (子育て支援課)	本市独自の制度として、18歳未満の児童を養育している母子家庭・父子家庭及び両親のいない家庭に対し、福祉手当を支給します。
母子・寡婦福祉資金の貸付 (子育て支援課)	母子家庭等の経済的自立支援のため、子どもの修学、修学支度等の貸付けを行います。

母子・寡婦福祉資金利子補助 (子育て支援課)	母子・寡婦福祉資金を借り受けた者で、年度内の償還を終了した者に利子相当額を助成します。
---------------------------	---

・相談体制と情報提供の充実

支援事業名 (担当課等)	事業概要
母子自立支援員による相談 (子育て支援課)	他の関係機関と連携しながら、子育てや生活、就労などのさまざまな分野の総合窓口として相談に対応します。
支援施策・制度の情報提供の充実 (子育て支援課)	ひとり親家庭等の福祉施策・制度についての情報について、より入手しやすく分かりやすく情報提供します。
福祉関係機関や教育委員会等との連携による相談体制の充実 (子育て支援課)	子育て支援について、連携をさらに強化し、総合的な支援の充実を図ります。

(3) 障害児施策の充実

① 現状と課題

障害や発達に心配のある子どもを持つ家庭に対しては、現行の障害福祉計画と整合性を取りながらその子どもの円滑な発達を促し、地域で安心した生活ができるような支援が必要となります。

このため本市では、各種健診を実施するとともに、専門職により各種相談を受け障害や発達に心配のある子どもの早期発見に努め、その保護者に各種の情報を提供し心理面で支援しています。また、個々の子どものニーズに合わせて日常生活における基本動作の習得や就園・就学に向けた集団生活の経験等をさせる乳幼児発達支援事業や児童デイサービス事業を実施しています。

また、教育の分野では、従来「特殊教育」という名称で支援・教育が実施されてきましたが、障害のある児童・生徒それぞれの状況に応じた支援を行うという意味で「特別支援教育」として位置づけることが、近年の大きな流れとなっています。そして、こうした流れの一環として、県教育委員会では「支援が必要な子どものための「個別の支援計画」」を関係者の連携によって推進することが目指されています。

引き続き、保健・医療・福祉・教育等の各種専門職員との連携を強化し、障害や発達に心配のある子どもの充実した育成と社会への適応を目指し、保護者の子どもを生き育てることに対する不安感や負担感を軽減する施策を充実していくことが必要です。

現状の支援策

ア 母子保健事業

乳幼児健康診査(4か月児・8～10か月児・1歳6か月児・3歳6か月児)

育児相談

電話相談

発達相談

親子相談

ことばの相談

乳幼児健診フォロー教室

イ 乳幼児発達支援事業

ウ 児童デイサービス事業

エ 子育て支援センター事業

② 施策の方向

今後も早期発見・療育を目指し、各種健診・各種専門職員による相談業務の充実を図るとともに、幼児期から就学期、成年に至るまでの支援をも視野に入れて、健全な児童の育児・育成を目指す乳幼児発達支援事業や児童デイサービス事業を引き続き実施し充実を図っていきます。

<具体的支援策>

支援事業名 (担当課等)		事業の概要
母子保健事業 (保健)	乳幼児健診 (4か月～3歳6か月 までの計6回)	各月齢・年齢に応じた発育・発達を確認することで障害の早期発見に努め、個々のニーズに合った相談・療育支援を提供します。
	育児相談	身体計測と乳幼児期の心配・疑問・問題点について相談を受け、障害の早期発見・早期対応に努めます。
	電話相談	親の抱える育児上の疑問・不安・心配ごとに対して随時電話による相談を受けるなかで、障害の早期発見・早期対応に努めます。
	発達相談	乳幼児期の運動発達面での心配ごとに対して理学療法士が相談を受け、発達を促す助言をするなかで、障害の早期発見・早期対応に努めます。
	親子相談	子どもの発達やかかわり方についての心配に対して

医療課		適切な助言を行い、子どもの発達を促す支援をします。また、障害の早期発見・早期対応にも努めます。
	乳幼児健診フォロー教室「わくわく教室」「すくすく教室」	概ね1歳6か月～3歳、3歳～就学前の親子を対象に、親子遊びなどの体験を通して親子関係を豊かにし、健全な発達を促す支援をします。また、障害の早期発見・早期対応にも努めます。
乳幼児発達支援事業 (障害福祉課)		発達の遅れや障害の疑いのある乳幼児に対しグループ指導を通じ、言葉の発達や集団生活での社会性を促し、又保護者に対しては安心して子育てができるよう相談、指導助言を行い、保育園・幼稚園に通園している児童についても、各種専門職員が訪問し教職員、保護者に指導・助言を行います。
児童デイサービス事業 (障害福祉課)		発達の遅れや障害の疑いがある乳幼児に対しグループ指導を通じ日常生活における基本的動作の習得と集団生活に適応できるよう支援を行い、保護者に対して安心して子育てができるよう相談、指導助言を行います。又児童デイサービスを終了した児童で保育園・幼稚園に在籍する児童に対し運動療法のムーブメントを行い集団生活の適応を図ります、更に放課後余暇活動として心身の発達に支援が必要な小学校就学児に対してもムーブメントを行います。
ことばの相談 (障害福祉課)		ことばに関するいろいろな問題について言語聴覚士が相談を受け、発達を促す助言をします。また、障害の早期発見・早期対応にも努めます。
障害のある児童生徒への支援の推進 (教育指導課)		小中学校における特別支援教育の推進、養護学校との連携の促進、さらにノーマライゼーションの視点に立った教育により、障害のある児童生徒への支援を推進します。
障害児介助員設置事業 (教育指導課)		市内の小中学校の障害児学級に在籍している児童生徒のうち、重度の障害があり、学校生活における介助が必要な児童への生活面での介助などの支援を行います。

・健康相談の機会の活用

支援事業名 (担当課等)	事業概要
子育て支援センター事業 (子育て支援課)	子育ての心配や不安の相談に応じて、安心して子育てできるように支援するとともに、障害の早期発見・早期対応に努めます。

・訪問指導の機会の活用

支援事業名 (担当課等)	事業概要
新生児訪問指導 (保健医療課)	生後2か月以内の乳児と母親を対象に訪問し、育児や授乳に関する不安や心配を解消し、子どもの発育・発達を支援するとともに、障害の早期発見・早期対応にも努めます。
乳幼児訪問指導 (保健医療課)	新生児訪問指導、乳幼児健康診査、育児相談などにより保健指導が必要と思われる親子を対象に、母親の育児支援と子どもの発育・発達の支援をします。また、障害の早期発見・早期対応にも努めます。

第3部 資料

座間市次世代育成支援（子育て支援）行動計画策定の経過	…………	74
座間市次世代育成支援対策行動計画策定委員会等設置運営要綱	…………	75
座間市次世代育成支援対策行動計画策定委員会等設置運営要綱第6条に定める部会の職員	…………	77
座間市次世代育成支援対策推進協議会設置運営要綱	…………	79
座間市次世代育成支援対策推進協議会委員名簿	…………	81

座間市次世代育成支援（子育て支援）行動計画策定の経過

平成15年

7月16日 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）制定

8月22日 「行動計画策定指針」告示

平成16年

1～3月 座間市次世代育成支援（子育て支援）に関するニーズ調査実施

5月28日 座間市次世代育成支援対策行動計画策定委員会等設置運営要綱制定

6月16日 次世代育成支援対策行動計画策定委員会（第1回）開催

22日 次世代育成支援対策行動計画策定委員会作業部会（第1回）全作業部会合同で開催
（以後、作業部会ごと、行動計画策定に向け、月1回程度、検討・作業を進める）

7月 8日 次世代育成支援対策行動計画策定委員会（第2回）兼有識者懇談会（第1回）開催

29日 次世代育成支援対策行動計画策定委員会（第3回）開催

8月13日 次世代育成支援対策行動計画策定委員会幹事会（第1回）兼有識者懇談会（第2回）開催

9月 2日 次世代育成支援対策行動計画策定委員会（第4回）開催

10月 1日 次世代育成支援（子育て支援）行動計画（骨子案）を広報・ホームページ等で公表し、住民の意見を反映させられるよう、意見募集・意見交換を実施（広報さま10月1日号に行動計画（骨子案）を掲載）

11月30日 次世代育成支援対策行動計画策定委員会（第5回）開催

12月24日 政府から「子ども・子育て応援プラン」が公表される

平成17年

1月 1日 次世代育成支援（子育て支援）行動計画＜素案＞を広報・ホームページ等で公表し、住民の意見を反映させられるよう、意見募集・意見交換を実施（広報さま1月1日号に行動計画＜素案＞の概要を掲載するとともに、「次世代育成支援対策推進協議会」の公募委員2名を募集）

2月 7日 次世代育成支援対策行動計画策定委員会（第6回）開催

28日 座間市次世代育成支援対策推進協議会準備会議開催

3月24日 座間市次世代育成支援対策推進協議会（第1回）開催（協議会委員委嘱）

座間市次世代育成支援対策行動計画策定委員会等設置運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、座間市次世代育成支援対策行動計画策定委員会（以下「委員会」という。）及び作業部会（以下「部会」という。）の設置、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 次世代育成支援対策推進法（平成15年 法律第120号）に基づき、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進し、座間市次世代育成支援対策行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するため、委員会等を設置する。

(所掌事務)

第3条 委員会及び部会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 行動計画の策定に関すること。
- (2) その他、行動計画の策定に関し必要なこと。

(委員会)

第4条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長には保健福祉部長、副委員長には保健福祉部次長をもって充てる。
- 3 委員には、別表の職にある者をもって充てる。
- 4 委員会は、委員長が召集し、その議長となる。
- 5 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 6 委員会には、第3項に定める委員のうち、連絡・調整のため、幹事会を置くことができる。

(委員長等の職務)

第5条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会)

第6条 委員会には、必要に応じ、専門的な調査・研究を行うため、職員の中から指名し、部会を置く。

(有識者への意見聴取)

第7条 委員会及び部会は、高度に専門的な事項について、有識者の意見を聴くことができる。

(検討要請)

第8条 委員会は、地域保健福祉サービス推進委員会へ検討要請を行うことができる。

(意見の聴取)

第9条 委員会及び部会は、必要に応じ、関係者及び関係団体の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、主管課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員会については委員長が、部会については部会長が、会議に諮って定める。

附則

この要綱は、平成16年5月28日から施行する。

別表（第4条第3項・第6項関係）

委員長	保健福祉部長
副委員長	○ 保健福祉部次長
委員	企画政策課長
	財政課長
	○ 市民生活課長
	管財課長
	○ 産業課長
	社会福祉課長
	障害福祉課長
	○ 児童課長
	○ 市民健康課長
	○ 都市計画課長
	公園緑地課長
	建築課長
	道路整備課長
	総務課長
	○ 指導室長
	学校教育課長
生涯学習課長	
青少年課長	

○印を付した委員により、幹事会を構成する。

座間市次世代育成支援対策行動計画策定委員会等設置運営要綱第6条に定める部会の職員

第1部会	「地域における子育ての支援」関係（主として第2部第1章を担当）		
	児童課主幹兼保育係長	小川 敬治	（部会長）
	市民生活課コミュニティ班副主幹	山田 聖太郎	
	児童課児童係主事	藤田 和宏	
	児童課保育係主査	嶋崎 優	
	市民健康課保健係保健師	率川 理紗	
	（教育委員会）総務課主幹兼庶務経理係長	渋谷 昇	
	生涯学習課生涯学習係主幹	井上 すみ子	
第2部会	「母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進」関係（主として第2部第2章を担当）		
	市民健康課保健係副技幹（保健師）	重松 美智子	（部会長）
	児童課保育係主査（栄養士）	諏訪 こまえ	
	市民健康課保健係保健師	柳川 実玲	
	市民健康課予防・医療係主査	松浦 孝一郎	
	学校教育課学校保健係主査	大矢 ふさ恵	
第3部会	「子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備」関係（主として第2部第3章を担当）		
	（教育委員会）指導室指導班指導主事	阪本 茂夫	（部会長）
	児童課保育係主査	安藤 潔	
	市民健康課保健係保健師	岡部 智子	
	（教育委員会）総務課主幹兼施設係長	大淵 茂	
	学校教育課学務係主査	野島 喜代史	
	生涯学習課主幹兼生涯学習係長	矢部 憲一	
	青少年課副主幹兼青少年係長	鈴木 正夫	
第4部会	「子育てを支援する生活環境の整備」関係（主として第2部第4章を担当）		
	都市計画課副主幹兼都市計画係長	峰尾 勝美	（部会長）
	管財課管財係主査	萩原 富美男	
	児童課保育係主査	大矢 進	
	市民健康課保健係保健師	小比田 協子	
	公園緑地課緑地係長	杉田 哲二	
	建築課指導係主査	野口 研司	
	道路整備課道路計画係長	田原 克巳	

第5部会	「職業生活と家庭生活との両立の推進」関係（主として第2部第5章を担当）		
	産業課商工観光係主査	箱崎 六治	(部会長)
	市民生活課女性政策推進担当副主幹	八木 公子	
	児童課保育係主事補	深津 未希子	
	市民健康課保健係主任保健師	湧上 直美	
第6部会	「子ども等の安全の確保」関係（主として第2部第6章を担当）		
	市民生活課市民生活係長	野口 清己	(部会長)
	児童課児童係主査	萩原 弘美	
	市民健康課保健係保健師	西村 綾子	
	学校教育課学校保健係主事	内田 裕宗	
	青少年課青少年相談室主査	北原 芳枝	
第7部会	「要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進」関係（主として第2部第7章を担当）		
	児童課児童係長	高面 敏弘	(部会長)
	障害福祉課主幹兼サン・ホープ園長	江成 良夫	
	市民健康課リハビリ係主査（言語聴覚士）	澄田 しげ子	
	(教育委員会) 指導室指導班指導主事	直井 恵子	

座間市次世代育成支援対策推進協議会設置運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、次世代育成支援対策推進法（平成15年 法律第120号）第21条に規定する、次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議する、座間市次世代育成支援対策推進協議会（以下、「推進協議会」という。）の設置、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 推進協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 次世代育成支援対策推進法に基づく、地域行動計画の策定および推進のための、基本的事項の検討および意見交換に関すること
- (2) 次世代育成支援対策の普及・啓発に関すること
- (3) 次世代育成支援対策に係る情報交換に関すること
- (4) その他、次世代育成支援対策の充実に必要なこと

(委員)

第3条 推進協議会の委員（以下、「委員」という。）は、20名以内とし、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 次世代育成支援対策の推進を図るための活動を行う団体の関係者
- (2) 次世代育成支援対策の推進に関係する学識経験又は活動経験を有する者
- (3) その他

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 推進協議会に、会長1人及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、推進協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 推進協議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 推進協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴く

ことができる。

(庶務)

第7条 推進協議会の庶務は、主管課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附則

- 1 この要綱は、平成17年1月11日から施行する。
- 2 第4条第1項の規定にかかわらず、第1期の委員の任期は、平成19年3月31日までとする。

座間市次世代育成支援対策推進協議会委員名簿

所属機関・団体・役職等は、平成17年3月24日現在

所属機関・団体等		役職等	氏名
1	座間市民生委員児童委員協議会	第1地区民生委員児童委員協議会会長	青木 友子
2	座間市保育会	会長	磯野 タズ子
3	座間市商工会	会長	小多喜 孝道
4	座間市自治会連絡協議会	会長	近藤 昭夫
5	神奈川県立座間養護学校	校長	杉尾 信孝
6	座間市幼稚園連絡協議会	会長	鈴木 和之
7	座間市医師会	たかはしクリニック院長	高橋 建勝
8	座間市PTA連絡協議会	会長	武井 三穂子
9	座間市子育て支援ネットワーク	代表	田坂 里砂
10	神奈川県厚木保健福祉事務所	保健福祉部長	星野 ゆう子
11	座間警察署	生活安全課長	水野 成夫
12	社会福祉法人 座間市社会福祉協議会	会長	森田 源養
13	児童養護施設 成光学園	園長	矢部 雅文
14	公募市民		牧野 直子
15			升水 由希

※ 名簿は、「機関・団体」と「公募市民」のそれぞれの区分ごとに、氏名の五十音順。

座間市次世代育成支援（子育て支援）行動計画

発行年月 平成17年3月（19年4月改訂）

発行者 座間市

編集 座間市次世代育成支援対策行動計画策定委員会

（事務局：座間市保健福祉部子育て支援課）

〒228-8566 座間市緑ヶ丘1丁目1番1号

電話 (046)255-1111(代)



《この冊子は、再生紙を使用しています。》